

平成20年

# 第4回美濃市議会定例会会議録

平成20年 6月 6日 開会

平成20年 6月26日 閉会

美 濃 市 議 会

# 平成20年第4回美濃市議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月6日)	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
市長あいさつ	4
開会・開議の宣告	5
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案の上程	6
議案の説明	
議第52号・議第58号・議第60号・議第61号(総務部長 加納和喜君)	6
議第53号・議第54号・議第55号(民生部長 川野 純君)	8
議第56号・議第59号(美濃病院事務局長 岩原 泰君)	9
議第57号・議第62号(建設部長 平林 泉君)	10
議案の上程	11
議案の説明	
議第63号・議第64号(市長 石川道政君)	11
休憩	12
再開	12
質疑	12
委員会付託省略(議第63号及び議第64号)	12
討論	12
議案の採決	12
日程追加(市議第4号)	12
議案の上程	13
議案の説明	
市議第4号(3番 太田照彦君)	13
休憩	14
再開	14
質疑	14

委員会付託省略（市議第4号）	14
討論	14
並 信行議員	14
議案の採決	15
休会期間の決定	15
散会の宣告	15
会議録署名議員	16

## 第 2 号 （6月19日）

議事日程	17
本日の会議に付した事件	17
出席議員	17
欠席議員	17
説明のため出席した者	17
職務のため出席した事務局職員	18
開議の宣告	19
会議録署名議員の指名	19
議第52号から議第62号までと市政に対する一般質問	
1 児山廣茂議員	19
1. 道の駅「美濃にわか茶屋」は開駅してから半年以上が過ぎたが、運営状況はどうか	
宮西産業振興部長答弁	20
2 古田 豊議員	21
1. 美濃市の今後の進むべき道をどのように考えているのか	
2. 後期高齢者医療制度について	
石川市長答弁	23
再 古田 豊議員	26
3 山口育男議員	26
1. ツアー・オブ・ジャパン美濃ステージについて	
① 開催の継続について	
② 運営に係る安全対策について	
2. 全国豊かな海づくり大会について	
岐阜県での開催にあたり、市としての対応はどうか	
石川市長答弁	28
宮西産業振興部長答弁	29
休憩	30

再開	30
4 並 信行議員	30
1. 公共施設の耐震化について	
特に学校施設・福祉施設の現状はどうか	
2. 小規模工事等希望者登録制度の導入ができないか	
加納総務部長答弁	32
再 並 信行議員	33
加納総務部長答弁	34
再々並 信行議員	35
5 武井牧男議員	35
1. 美濃北中校舎の耐震補強と学校再編成について	
森教育長答弁	36
再 武井牧男議員	37
6 塚田歳春議員	37
1. 美濃市集中改革プランでは、下水道や農業集落排水使用料の引き上げを来年度実施するとされているが、その前に、接続率の向上に力を注ぐべきではないか	
2. 心豊かな人づくり、活気ある地域づくり事業の成果はどうであったのか	
3. 大矢田体育館敷地内の施設管理について	
特に、裏側駐車場の整備をどのように考えているのか	
丸茂建設部参事兼上下水道課長答弁	39
加納総務部長答弁	39
森教育長答弁	41
再 塚田歳春議員	41
休憩	42
再開	42
7 佐藤好夫議員	42
1. 曾代の産業廃棄物撤去の進捗状況と特に安全面に対する今後の対応と見通しについて	
川野民生部長答弁	43
委員会付託（議第52号から議第62号まで）	44
休会期間の決定	44
散会の宣告	44
会議録署名議員	45
第 3 号（6月26日）	
議事日程	47

本日の会議に付した事件	47
出席議員	47
欠席議員	47
説明のため出席した者	47
職務のため出席した事務局職員	48
開議の宣告	49
会議録署名議員の指名	49
議案の上程	49
委員長報告	
総務常任委員会委員長 山口育男君	49
民生教育常任委員会委員長 太田照彦君	49
産業建設常任委員会委員長 野倉和郎君	50
委員長報告に対する質疑	50
討論	51
並 信行議員	51
議案の採決	52
日程追加（議第65号及び議第66号）	53
議案の上程	53
議案の説明	
議第65号・議第66号（美濃病院事務局長 岩原 泰君）	53
休憩	55
再開	55
質疑	55
委員会付託省略（議第65号及び議第66号）	55
討論	56
議案の採決	56
閉会の宣告	56
市長あいさつ	56
会議録署名議員	58
総務常任委員会審査報告書	59
民生教育常任委員会審査報告書	59
産業建設常任委員会審査報告書	60

美濃市告示第46号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、平成20年6月6日に第4回美濃市議会定例会を美濃市議会議事堂に招集する。

平成20年5月30日

美濃市長 石川道政

付議事件名

- 1、平成20年度美濃市一般会計補正予算（第1号）
- 1、平成20年度美濃市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 1、平成20年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 1、平成20年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 1、平成20年度美濃市病院事業会計補正予算（第1号）
- 1、美濃市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市立美濃病院診療費等徴収条例の一部を改正する条例について
- 1、中濃消防組規約の変更に関する協議について
- 1、中濃地域広域行政事務組規約の変更に関する協議について
- 1、字の区域の変更について
- 1、美濃市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 1、美濃市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

平成20年6月6日

平成20年第4回美濃市議会定例会会議録（第1号）

## 議 事 日 程 (第 1 号)

平成20年6月6日(金曜日) 午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議第52号 平成20年度美濃市一般会計補正予算(第1号)
- 第4 議第53号 平成20年度美濃市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 第5 議第54号 平成20年度美濃市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 第6 議第55号 平成20年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 第7 議第56号 平成20年度美濃市病院事業会計補正予算(第1号)
- 第8 議第57号 美濃市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 第9 議第58号 美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第10 議第59号 美濃市立美濃病院診療費等徴収条例の一部を改正する条例について
- 第11 議第60号 中濃消防組合理約の変更に関する協議について
- 第12 議第61号 中濃地域広域行政事務組合理約の変更に関する協議について
- 第13 議第62号 字の区域の変更について
- 第14 議第63号 美濃市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 第15 議第64号 美濃市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

---

### 本日の会議に付した事件

第1から第15までの各事件

(追加日程)

市議第4号 後期高齢者医療制度(長寿医療制度)の改善を求める意見書について

---

### 出席議員(15名)

1 番	並 信 行 君	2 番	古 田 豊 君
3 番	太 田 照 彦 君	4 番	森 福 子 君
5 番	山 口 育 男 君	6 番	佐 藤 好 夫 君
7 番	武 井 牧 男 君	8 番	市 原 鶴 枝 君
9 番	鈴 木 隆 君	10 番	岩 原 輝 夫 君
11 番	平 田 雄 三 君	12 番	日 比 野 豊 君
13 番	児 山 廣 茂 君	14 番	野 倉 和 郎 君
15 番	塚 田 歳 春 君		

---

### 欠席議員(なし)

---



説明のため出席した者

市長	石川道政君	副市長	太田松雄君
教育長	森和美君	総務部長	加納和喜君
民生部長	川野純君	産業振興部長	宮西泰博君
建設部長	平林泉君	建設部参事兼 上下水道課長	丸茂勝君
教育次長兼 教育総務課長	藤田裕明君	会計管理者兼 会計課長	瀬瀬壽君
美濃病院院長	岩原泰君	総務課長	梅村健君
秘書課長	古田則行君	選挙管理委員会 ・監査委員 事務局長	古田満君
美濃病院 管理課長	西部繁雄君		

---

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	平野廣夫	議会事務局長 次	井上 司
議会事務局 書記	太田博康		

○議長（日比野 豊君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、さきに永年勤続議員の表彰がありましたので、この伝達をさせていただきます。

永年勤続議員として、塚田歳春君が全国市議会議長会並びに東海市議会議長会から表彰の栄に浴されましたので、ここに御披露を申し上げ、ただいまから表彰状の伝達を行いますので、よろしく願いいたします。

○議会事務局長（平野廣夫君） それでは、全国市議会議長会、東海市議会議長会の表彰がございましたが、それぞれの表彰を代表いたしまして、全国市議会議長会の表彰状を、塚田議員、御受領をお願いします。

〔塚田歳春議員 表彰状受領〕

○議会事務局長（平野廣夫君） ここで議会を代表して議長から祝辞を申し上げます。

○議長（日比野 豊君） それでは、議会を代表いたしまして、一言お祝いの言葉を述べさせていただきます。

ただいま塚田議員には、全国並びに東海市議会議長会の永年勤続議員表彰の栄に浴され、まずもって心からお祝いを申し上げます。塚田議員には、25年という長きにわたり、地方自治の健全なる確立と美濃市政発展のために各般にわたり多大なる貢献を賜りました。また、議会におきましても、円滑なる議会運営のために何かと御尽力を賜りましたことに対して、心から敬意を表するものであります。美濃市政にとりましては、いろんな課題が山積しておりますが、今後とも健康には十分御留意をいただきまして、諸問題解決のためにさらなる御活躍をお祈り申し上げます。

最後に、このたびの表彰に当たりまして心からお喜びを申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。まことにおめでとうございました。

○議会事務局長（平野廣夫君） 次に、市長から御祝辞をいただきます。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

ただいま表彰を受けられました塚田歳春議員におかれましては、全国市議会議長会会長表彰並びに東海市議会議長会会長表彰、まことにおめでとうございました。一言お祝いの言葉を申し上げます。

このたび、議員におかれましては、美濃市議会議員として7期25年以上の長きにわたり、市政発展と市民福祉の向上に献身的な御尽力を賜った御功績により、表彰の栄に浴されたわけでございます。議員の多年の御精進に対しまして、心から深く敬意を表する次第であります。今後も引き続き、厳しい環境の中にあって、ともに市民、議会、市が一体となって、小さくてもキラリと光るオンリーワンの「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」づくりを進めていかなければなりません。どうか議員におかれましては、今後とも豊かな経験を生かされまして、御健勝で御活躍の上、市政発展のために一層の御指導と御尽力を賜りますようお願い申し上げます。お祝いの言葉とさせていただきます。まことにおめでとうございました。

○議会事務局長（平野廣夫君） ここで、表彰を受けられました塚田議員からごあいさつがご

ざいます。

○15番（塚田歳春君） おはようございます。一言お礼の言葉を述べさせていただきます。

ただいまは、全国並びに東海市議会議長会の表彰をいただきまして、まことにありがとうございます。また、先ほどは市長さんや議長さんから身に余る言葉をいただきまして、本当にありがとうございます。25年の長きにわたって、私、議員として務めてこられたのも、市民の皆さんの御支援、また関係者の御支援があったからと深く思っております。今後とも市民の皆さんの声をきっちりと議会に届け、また議会がチェック機能を果たすように、微力ですが、全力で頑張っていきたい、このように思っております。どうか議員の皆さんの御指導、御鞭撻をよろしく願いいたしまして、簡単であります、私のお礼のあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（日比野 豊君） それでは、これをもちまして表彰状の伝達を終わります。

---

○議長（日比野 豊君） 本日は、平成20年第4回美濃市議会定例会が招集されましたところ、御参集いただきましてまことにありがとうございます。どうか慎重に審議を賜りますとともに、議会の円滑なる運営に御協力をお願いいたします。

---

#### 市長あいさつ

○議長（日比野 豊君） 開会に先立ちまして、市長のあいさつがあります。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 本日は、平成20年第4回美濃市議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用の中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

ことしも夏季の軽装、いわゆるクールビズにつきまして、6月1日から9月30日までの4ヵ月間実施することといたしました。市民の皆様には不快感を与えることなく、さわやかに実施してまいりたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、5月20日に古田岐阜県知事を迎えまして開催されました「第12回ツアー・オブ・ジャパン美濃ステージ」におきましては、議員各位を初め多数の市民の皆様、企業の皆様、ボランティアの皆様、そして大会関係者の皆様には多大な御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。おかげをもちまして、国・県内外から多くの来訪者を迎え、成功裏に終了することができました。まことにありがとうございました。

各地域での市民の皆さんの応援など、選手と観客が一体となり、この大会が盛り上がったことに非常に感銘を受けたところでございます。残念なことに事故が発生しましたが、幸い順調に快方に向かわれ、退院も近いとのことでございます。市民の皆さんや関係者から、3年と言わず、今後も美濃市の象徴的なイベントとして継続させるべきとの提案や要望があり、私も市長としてその考えであり、議会の協力も得て、今後も美濃市の大きなイベントとして活用していく方向で皆さんの御理解が得られるよう努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

そして、今後は日本まん真ん中美濃市まるごと川の駅構想や、サイクルシティ美濃の推進、あるいは道の駅「美濃にわか茶屋」の活用等、人と自転車に優しいまちとして、さらなるステップアップを目指してまいりたいと存じますので、より一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

去る5月27日には、公共下水道事業として進めています長瀬処理区の浄化センターの通水式を挙げていたしました。また、6月2日にケーブルテレビネットワークを積極的に整備し、情報通信の普及・発展に多大な貢献をしたということで、美濃市が「電波の日・情報通信月間記念式典」において、総務省東海総合通信局長から表彰を受けることができました。さらに、昨年度から進めてまいりました中有知小学校のプールの改築工事も順調に進み、6月10日には竣工式及びプール開きを開催する運びとなりました。議会の御理解、御支援に対しまして感謝を申し上げます。

さて、本日の定例会に審議をお願いします案件は、補正予算が5件、条例改正が3件、人事案件が2件、その他が3件、合計13件でございます。議案の内容につきましては後ほど御説明いたしますが、よろしく御審議を賜りますようお願いいたしまして、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

---

#### 開会・開議の宣告

○議長（日比野 豊君） ただいまから平成20年第4回美濃市議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

開会 午前10時11分

---

#### 諸般の報告

○議長（日比野 豊君） 諸般の報告及び行政諸般の報告をいたします。

報告の内容につきましては、お手元に配付してありますので、御承知をお願いします。

なお、市長からさきに配付したとおり、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成19年度美濃市一般会計繰越明許費繰越計算書、平成19年度美濃市下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告と、地方自治法第243条の3第2項の規定により、美濃市土地開発公社の経営状況説明書類の提出がありましたので、御承知をお願いします。

---

○議長（日比野 豊君） 本日の日程は、さきに配付したとおり決めました。

---

#### 第1 会議録署名議員の指名

○議長（日比野 豊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 太田照彦君、4番 森福子君の両君を指名いたします。

---

#### 第2 会期の決定

○議長（日比野 豊君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日から6月27日までの22日間といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会の会期は本日から6月27日までの22日間と決定いたしました。

---

### 第3 議第52号から第13 議第62号まで（提案説明）

○議長（日比野 豊君） 日程第3、議第52号から日程第13、議第62号までの11案件について、日程順序を一部変更し、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に議第52号、議第58号、議第60号、議第61号の4案件について、総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） おはようございます。

それでは、議第52号 平成20年度美濃市一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案集の2ページをお開きください。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,633万7,000円を追加して、補正後の予算の総額を88億4,933万7,000円とするものでございます。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明いたしますので、5ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

1款 議会費は33万円を減額して、補正後の額を1億3,381万1,000円とするものでございます。これは本会議、委員会への出席の費用弁償の廃止によります減額でございます。財源は一般財源でございます。

2款 総務費は430万円を追加して10億7,273万8,000円とするものでございます。これは地方公営企業等金融機構への出資金、分庁舎施設管理経費、財源の組み替えでございます。財源は国庫支出金52万3,000円、一般財源377万7,000円でございます。

3款 民生費は206万7,000円を追加して21億487万2,000円とするものでございます。これは嘱託職員報酬、車いす購入等に係る経費で、財源は寄附金30万円と一般財源176万7,000円でございます。

4款 衛生費は950万円を追加して8億2,558万2,000円とするものでございます。これは衛生センター汚泥乾燥機修繕費で、財源は一般財源でございます。

9款 消防費は20万円を追加して4億366万7,000円とするものでございます。これは中濃

連合消防協会補助金で、財源は一般財源でございます。

10款 教育費は60万円を追加して11億4,521万5,000円とするものでございます。これは永井選手のオリンピック出場を機としたサイクルシティ構想を推進するための体育協会補助金で、財源は一般財源でございます。

以上、今回の補正総額は1,633万7,000円で、その財源内訳は、国庫支出金で52万3,000円、その他財源は寄附金30万円、一般財源は繰越金で1,551万4,000円でございます。

6ページ以降につきましては説明を省略させていただきまして、議第52号の説明を終わります。

次に、議第58号 美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

42ページをお開きください。議案説明資料は3ページでございます。

この条例は、非常勤消防団員及び消防作業従事者等の公務による死亡、負傷等の損害補償を的確に行うことを目的として定められておりますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が本年3月26日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、この条例の一部を改正するものでございます。

今回の改正は、公務災害の適用対象者を明記することと、損害補償の補償基礎額の加算額を改めるものでございます。

それでは、条文に従いまして改正内容を御説明申し上げます。

議案説明資料の4ページをお開きください。

第5条第3項におきまして、公務災害の適用対象者を非常勤消防団員、非常勤水防団員、消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者、応急措置従事者と明記いたすものでございます。

また、非常勤消防団員等の配偶者以外の扶養親族の補償基礎額に加算する額を、2人目以降について200円であったものを、1人目と同額の217円に引き上げるものでございます。

附則の第1項は、この条例の施行日を公布の日からとし、本年4月1日から適用するものでございます。

第2項では、経過措置を定めております。

以上で、議第58号の説明を終わります。

次に、議第60号 中濃消防組合規約の変更に関する協議について御説明申し上げます。

議案集46ページ、説明資料7ページをお開きください。

この議案は、組合議員の選任に関する規約の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

規約の改正は、第5条第2項第3号の組合議員中、副市長の選任規定を「副市長が複数あるときは、当該関係市の長が指定する副市長」とすることに改めるものでございます。

附則では、施行日を知事の許可の日からと定めております。

以上で、議第60号の説明を終わります。

次に、議第61号 中濃地域広域行政事務組合規約の変更に関する協議について御説明申し上げます。

議案集47ページ、説明資料9ページをお開きください。

この議案につきましても議第60号と同様の改正でございまして、組合議会の議員に充てる副市長の選任に関する規約の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議第61号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（日比野 豊君） 次に、議第53号、議第54号、議第55号の3案件について、民生部長川野純君。

○民生部長（川野 純君） それでは、議第53号 平成20年度美濃市老人保健特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

赤スタンプ1番の議案集12ページをお開きください。

今回の補正は、平成19年度の医療給付費等に係ります国庫負担金等の精算確定に伴い償還が生じたので、償還金の補正をお願いするものでございます。

第1条は、歳入歳出それぞれ657万円を追加し、補正後の総額をそれぞれ3億4,258万4,000円とするものでございます。

内容について御説明しますので、14ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、歳入もあわせて御説明いたします。

4款 諸支出金は、新たに657万円を増額するものであります。これは平成19年度医療費等の精算確定に伴う支払基金交付金、国・県負担金の償還金でございます。財源は平成20年度に追加交付されます支払基金交付金、国庫支出金及び平成19年度の繰越金でございます。

15ページ以降の説明は省略させていただきます。議第53号の説明を終わります。

次に、議第54号 平成20年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明いたします。

議案集の18ページをお開きください。

今回の補正は、平成19年度の介護給付費等に係ります国庫負担金等の精算確定に伴い償還が生じたので、償還金の補正をお願いするものでございます。

第1条は、歳入歳出それぞれ3,472万8,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ14億5,758万9,000円とするものでございます。

内容について御説明しますので、20ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、歳入もあわせて御説明いたします。

7款 諸支出金に3,472万8,000円を増額し、補正後の額を3,547万8,000円とするものでございます。これは、平成19年度介護給付費補助金等の精算確定に伴う国・県負担金及び支払基金の償還金でございます。財源はすべて平成19年度繰越金でございます。

21ページの説明は省略させていただきます、議第54号の説明を終わります。

次に、議第55号 平成20年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明いたします。

議案集の24ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出それぞれ10万1,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ4億2,965万4,000円とするものでございます。

内容について御説明しますので、26ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出より、歳入もあわせて御説明いたします。

1款 総務費は2万9,000円を増額し、補正後の額を220万2,000円とするもので、これは後期高齢者保険料の普通徴収に係る口座振替手数料を補正するもので、財源はすべて一般会計からの繰入金でございます。

2款 後期高齢者医療広域連合納付金は2万4,000円を増額し、補正後の額を4億2,609万8,000円とするものでございます。これは特定健診に係る経費の市町村負担金を増額するもので、財源はすべて一般会計からの繰入金でございます。

3款 保健事業費は4万8,000円を増額し、補正後の額を115万4,000円とするもので、これは特定健診の健診結果をデータ管理するための岐阜県国保連合会への委託経費でございます。財源につきましては、すべて広域連合からの健診業務委託金でございます。

27ページ以降の説明は省略させていただきます、議第55号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（日比野 豊君） 次に議第56号、議第59号の2案件について、美濃病院事務局長 岩原泰君。

○美濃病院事務局長（岩原 泰君） それでは、議第56号 平成20年度美濃市病院事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の30ページをお開きください。

今回の補正の内容は、美濃病院における診療の質の向上に資するため、エックス線、CT、MRI等の撮影写真を電子化し、検査部門から病棟・外来部門へ配信するための画像配信システムを新たに構築するものであります。このことにつきましては、本年4月の診療報酬改定により新たなシステム構築が行われた場合の診療報酬における加算措置がとられましたので、経営の安定化にも寄与するものであります。

第1条は、総則でございます。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額を補正するものであります。

収入の第1款 病院事業収益の既決予定額に455万円を追加し、21億6,484万7,000円とするものであります。

第1項 医業収益の増額は、診療報酬改定に伴う電子画像管理加算の創設により、入院収益を154万7,000円、外来収益を300万3,000円増額するものであります。

支出の第1款 病院事業費用の既決予定額に52万4,000円を追加し、23億9,700万7,000円



とするものであります。

第2項 医業外費用の増額は、雑支出として画像配信システムの整備に伴い発生する仮払い消費税を増額するものであります。

31ページをごらんください。

第3条は、資本的支出の予定額を補正するものであります。

第1款 資本的支出の既決予定額に1,100万円を追加し1億9,304万7,000円とするものであります。

第1項 建設改良費の増額は、画像配信システムの構築による増額であります。また、この資本的支出の補正に伴い、資本的支出に対して資本的収入が不足する額が変更になることから、予算第4条本文括弧書きを3条のとおり改めるものであります。

32ページ以降の説明を省略いたしまして、議第56号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第59号 美濃市立美濃病院診療費等徴収条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

44ページをお開きください。また、赤スタンプ2、議案説明資料の6ページをごらんください。

今回の改正は、高齢者の医療の確保に関する法律の施行等に伴い、診療費等の算定に係る根拠規定の引用方式を変更するほか、入院に係る診療費の納付期日等の簡素化を図るものであります。

それでは、改正条文につきまして御説明申し上げます。

第2条第1号は、療養に要する費用の額の算定方法を健康保険法の本則で規定する条項に改めるものであります。

同条第2号の改正は、高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い、第1号と同様、法律の本則で規定する条項に改めるものであります。

第2条の2の改正規定につきましても、介護給付費等の額の算定に関する事項について介護保険法の本則で規定する条項に改めるものでございます。

第4条第2号の改正は、入院患者の診療費等の納付期日について、毎月、前月の料金を納入通知書に定める日として、退院の場合にあってはその際とするものであります。

附則では、この条例の施行日を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（日比野 豊君） 次に議第57号、議第62号の2案件について、建設部長 平林泉君。

○建設部長（平林 泉君） それでは、議第57号 美濃市営住宅管理条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

赤スタンプの1番、議案集の41ページをお開きください。また、赤スタンプの2番、議案説明資料の1ページと2ページを御参照願います。

今回の条例の一部改正は、市営住宅の老朽によりまして、その用途を廃止するため条例の改正をするものでございます。

改正の内容は、昭和27年度建築、木造平家建て、東市場住宅、及び昭和41年度建築、木造平家建て、松森住宅の用途廃止をするものでございます。

附則は、条例の施行日を公布の日からと定めるものでございます。

以上で議第57号の説明を終わります。

次に、議第62号 字の区域の変更について御説明をいたします。

赤スタンプ1番、議案集の48ページをお開きください。

地方自治法第260条第1項の規定により、市町村の字の区域を変更するときは、議会の議決を経て定めることになっております。

当該区域は美濃西部土地区画整理事業区域約11.5ヘクタールで、新たに区画整理をした土地や区域内の道路・水路について、現在の字界を変更する必要性が生じてまいりましたので、御審議をお願いするものでございます。

49ページから51ページをお開きください。

変更調書をごらんいただきますと、大字大矢田字井守山69筆、字渡来川北39筆、字檜本29筆、大字極楽寺字西田6筆、字南出15筆、字南山1筆、字碁盤洞4筆の土地及び道路や水路の土地全部を「もみじが丘一丁目、二丁目、三丁目」に変更するものでございます。

なお、52ページに変更大略図を添付いたしましたので、御参照いただきたいと存じます。

以上で、議第62号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（日比野 豊君） 以上で11案件の説明は終わりました。

---

#### 第14 議第63号及び第15 議第64号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（日比野 豊君） 次に、日程第14、議第63号及び日程第15、議第64号の2案件を一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第63号、議第64号の2案件について、市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 議第63号及び議第64号 美濃市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、提案理由の御説明を申し上げます。

赤スタンプナンバー1の議案集の53ページと54ページをごらんください。

現在、固定資産評価審査委員会委員としてお務めをいただいております土本幸子さんと宮崎憲治さん、お2人の任期が来る8月31日をもって満了となります。したがって、任期満了に伴う後任委員2名の選任につきまして、地方税法第423条第3項の規定により議会の御同意をお願いするものでございます。

議第63号の幅房子さんは、住所は美濃市御手洗562番地3、年齢は昭和25年10月23日生まれの57歳で、中濃法人会女性部美濃支部長を務められたほか、主任児童委員も務められるなど、税について豊富な知識をお持ちであり、また公正なお人柄でありますので、固定資産評価審査委員会委員として最も適任と考えております。

また、議第64号の宮崎憲治さんは、住所は美濃市大矢田1189番地の4、年齢は昭和22年5

月13日生まれの61歳で、平成14年9月から委員をお務めいただいております。千畝町で税理士事務所を開業されている税理士であり、税の専門家でございます。

幅さんは土本さんの後任に、宮崎さんは引き続き選任いたしたいと存じますので、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げまして、説明にかえさせていただきます。

○議長（日比野 豊君） 以上で説明は終わりました。

これより議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時42分

---

再開 午前10時42分

○議長（日比野 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の2案件については、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の2案件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。

議第63号について、本案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第63号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に議第64号について、本案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第64号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

〔追加議案配付〕

○議長（日比野 豊君） お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり、市

議第4号 後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の改善を求める意見書が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

#### 市議第4号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（日比野 豊君） 市議第4号を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

市議第4号について、3番 太田照彦君。

○3番（太田照彦君） ただいま追加上程されました市議第4号 後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の改善を求める意見書について、提案理由を御説明いたします。

文案を朗読して提案とします。

それでは、議案集2ページをお開きください。

平成18年6月の健康保険法等の一部を改正する法律により、75歳以上の後期高齢者等を対象とした後期高齢者医療制度が本年4月1日から導入された。この制度は、高齢者の医療費を社会全体で支える新たな公的医療保険制度として創設され、都道府県ごとにすべての市町村が加入し、設置した広域連合が運営を行っている。

この制度の導入に当たって、法施行前に既に一定の激変緩和措置が設けられたものの、高齢者に新たな負担が生じるのではないかと、低所得者への配慮に欠けるのではないかとといったことや、さらには高齢者担当医の導入など多くの論点が指摘されている。

また、導入から約2ヵ月が経過し、全国各地で事前の制度の周知不足や準備のおくれなどにより、被保険者証の未着や保険料の徴収ミス、さらには年金からの保険料天引きをめぐるトラブルが相次いでおり、混乱がこれ以上広がれば制度は信頼を失い、医療不安につながるおそれもある。国は制度の意義を十二分に理解してもらおうと同時に、医療に対する不安を払拭するための改善努力を行う必要がある。

よって、国におかれては、保険料負担の増減を含め、導入後の実態を十分に把握、検証し、問題点があるとすればそれを明らかにした上で、すべての高齢者が安心して医療を受けることができる医療制度に改善するため、早急に必要な措置を講じるよう地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月6日、岐阜県美濃市議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣でございます。以上でございます。

○議長（日比野 豊君） 以上で説明は終わりました。

これより議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時50分

○議長（日比野 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の案件については、委員会付託を省略いたしたいと思  
います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の案件につ  
いては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（日比野 豊君） 1番 並信行君。

○1番（並 信行君） おはようございます。

私は、日本共産党美濃市議会議員団を代表して、ただいま提出されました市議第4号 後  
期高齢者医療制度の改善を求める意見書を提出することに反対でありますので、その理由を  
述べます。

私たち共産党議員は、この1年間、折に触れて後期高齢者医療制度の問題点を指摘し、さ  
きの3月議会では1,000名を上回る署名とともに、この制度の中止・撤回を求める意見書の  
提出を求めてきたところであります。

制度が4月に導入されてから2ヵ月余が経過し、全国で保険証が届かないトラブルを初め、  
保険料を年金から天引きすること、保険料が政府の宣伝と違い、これまでより高くなる方が  
多いこと、2025年には倍増し、2055年には8倍にも保険料がふえることが試算されるように、  
将来にわたって青天井の保険料引き上げが見込まれること、年齢により医療の内容に差別を  
内包していること、特定健診を受けさせないこと等、拙劣な導入に全国で怒りの声が沸き起  
こっています。各地の老人クラブは言うに及ばず、医療の現場を支える都府県医師会も、6  
割を超える医師会が中止・見直しを訴え、マスコミ各社の世論調査でも「この制度を評価し  
ない」が7割を超えております。

社会保険は、自己責任や助け合いではカバーし切れない個人のリスクに備え、政府も企業  
も費用を負担し、個人を社会的に支えていく制度として発展してきました。後期高齢者医療  
制度は、この発展の流れに完全に逆行する時代錯誤の制度であります。

本日提出された意見書には、この制度の欠陥を取り繕うことができるという前提の上で、すべての高齢者が安心して医療を受けることができる医療制度に改善するためとしておりますが、そもそもこの制度の目的は医療費を削減することであり、安心の対極にあります。たとえ保険料の軽減措置を9割まで拡大したとしても、保険料が2年ごとに将来にわたって自動的に引き上げられるシステムであり、負担増と差別医療を強いて医療費を抑制することにあります。高齢者福祉の基本法とされる老人福祉法は、基本理念を第2条で次のように明記しております。「老人は多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする」、この理念を後期高齢者医療制度は踏みにじっています。中曽根元首相も言うように、こんな機械的で冷たい名前の制度は至急もとに戻して、新しく制度を考え直すべきだと思います。このような制度は廃止・撤回以外ありません。

以上の理由から、この後期高齢者医療制度の改善を求める意見書の提出に反対をするものです。

○議長（日比野 豊君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

市議第4号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手多数であります。よって、市議第4号は原案のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。議案精読のため、あすから6月18日までの12日間休会いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、議案精読のため、あすから6月18日までの12日間休会することに決定いたしました。

なお、発言通告書は、一般質問については本日の午後4時までに、質疑については6月12日の正午までに事務局へ御提出ください。

---

### 散会の宣告

○議長（日比野 豊君） 本日はこれをもって散会いたします。

6月19日は午前10時から会議を開きます。当日の日程は追って配付いたします。

なお、11時10分より議会活性化委員会を開催いたしますので、合同委員会室にお集まりください。

本日は御苦労さまでございました。

散会 午前10時57分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成20年6月6日

美濃市議会議長                      日比野                      豊

署名議員                      太田                      照彦

署名議員                      森                      福子

平成20年6月19日

平成20年第4回美濃市議会定例会会議録（第2号）



## 議 事 日 程 (第 2 号)

平成20年6月19日 (木曜日) 午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議第52号 平成20年度美濃市一般会計補正予算 (第1号)
- 第3 議第53号 平成20年度美濃市老人保健特別会計補正予算 (第1号)
- 第4 議第54号 平成20年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第1号)
- 第5 議第55号 平成20年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
- 第6 議第56号 平成20年度美濃市病院事業会計補正予算 (第1号)
- 第7 議第57号 美濃市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 第8 議第58号 美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第9 議第59号 美濃市立美濃病院診療費等徴収条例の一部を改正する条例について
- 第10 議第60号 中濃消防組規約の変更に関する協議について
- 第11 議第61号 中濃地域広域行政事務組規約の変更に関する協議について
- 第12 議第62号 字の区域の変更について
- 第13 市政に対する一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

第1から第13までの各事件

---

### 出席議員 (15名)

1 番	並 信 行 君	2 番	古 田 豊 君
3 番	太 田 照 彦 君	4 番	森 福 子 君
5 番	山 口 育 男 君	6 番	佐 藤 好 夫 君
7 番	武 井 牧 男 君	8 番	市 原 鶴 枝 君
9 番	鈴 木 隆 君	10 番	岩 原 輝 夫 君
11 番	平 田 雄 三 君	12 番	日 比 野 豊 君
13 番	児 山 廣 茂 君	14 番	野 倉 和 郎 君
15 番	塚 田 歳 春 君		

---

### 欠席議員 (なし)

---

### 説明のため出席した者

市 長	石 川 道 政 君	副 市 長	太 田 松 雄 君
教 育 長	森 和 美 君	総 務 部 長	加 納 和 喜 君
民 生 部 長	川 野 純 君	産 業 振 興 部 長	宮 西 泰 博 君

建設部長	平林泉君	建設部参事兼 上下水道課長	丸茂勝君
教育次長兼 教育総務課長	藤田裕明君	会計管理者兼 兼会計課長	瀬瀬壽君
美濃病院 事務局長	岩原泰君	総務課長	梅村健君
生活・自然 環境課長	篠田克志君	高齢福祉課長	太田己代治君
産業課長	市原英樹君	教育委員会 人づくり課長	佐藤祥一君
秘書課長	古田則行君		

---

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	平野廣夫	議会事務局 次長	井上司
議会事務局 書記	太田博康		

## 開議の宣告

○議長（日比野 豊君） 皆さん、おはようございます。

本日の会議に先立ちまして、このたび岩手・宮城内陸地震において犠牲になられた方の御冥福をお祈り申し上げ、黙祷をささげたいと思いますので、まことに恐れ入りますが、議場内の皆様、全員御起立をいただき、事務局長の合図により御協力をお願いいたします。

○議会事務局長（平野廣夫君） 黙祷始め。

[黙 祷]

○議会事務局長（平野廣夫君） 黙祷終わり、ありがとうございました。

御着席ください。

○議長（日比野 豊君） ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

---

○議長（日比野 豊君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり決めました。

---

### 第1 会議録署名議員の指名

○議長（日比野 豊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番 山口育男君、6番 佐藤好夫君の両君を指名いたします。

---

### 第2 議第52号から第12 議第62号までと第13 市政に対する一般質問

○議長（日比野 豊君） 日程第2、議第52号から日程第12、議第62号までの11案件を一括して議題といたします。

日程第13、市政に対する一般質問を行います。

発言の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、13番 児山廣茂君。

○13番（児山廣茂君） おはようございます。

私は、発言通告に従いまして、一般質問、道の駅「美濃にわか茶屋」は開駅してから半年以上が過ぎたが、運営状況はどうかについて、産業振興部長にお尋ねをいたします。

道の駅「美濃にわか茶屋」は、名所小倉山を背に、西には清流長良川、東には古城山と、水と緑の自然豊かな風景に囲まれた地域連携の場として、国土交通省と美濃市が一体となって整備が進められ、岐阜県内49番目の道の駅として昨年9月8日に開駅されました。

私は、この道の駅は、国道156号を通行するドライバーの休憩施設であるとともに、地域振興施設として、農産物や特産品の販売を通じた地域の交流拠点、美濃市の情報発信を通じた観光の交流拠点としての機能を生かすことのできる施設であると思っております。また、美濃市が進めているサイクルシティ構想推進のため、先般発行されましたサイクリングマップによりますと、サイクルツアーコースのスタートとゴールはすべて道の駅「美濃にわか茶屋」のサイクルステーションになっています。さらに、中部地方では最初の地域の防災拠点

としての防災機能を備えた道の駅として、道路通行車両の、ドライバーはもちろんのこと、地元曾代地区を初め周辺の地区の方々の避難所として利用することができる施設であります。

このような多機能を備えた画期的な施設は、今後とも有効に活用されなければなりません。特に、地域の農産物や特産品の販売を通じて道の駅を管理する株式会社「美濃にわか茶屋」が順調に運営されることが指定管理者として安定的に管理されることになり、あわせて農産物や特産品の出品者の振興にもつながることになります。

そこで、道の駅「美濃にわか茶屋」は開駅してから半年以上が経過しましたが、現在の農産物や特産品の売り上げ状況や道の駅の利用者数などの運営状況について、産業振興部長にお尋ねをいたします。

○議長（日比野 豊君） 産業振興部長 宮西泰博君。

○産業振興部長（宮西泰博君） おはようございます。

児山議員の一般質問、道の駅「美濃にわか茶屋」は開駅してから半年以上が過ぎたが、運営状況はどうかについてお答えいたします。

道の駅「美濃にわか茶屋」は、ワークショップにより市民の皆様方の御意見をお聞きし、国・県及び市議会を初め関係者の御理解、御尽力を賜り、昨年9月8日に開駅することができました。

この道の駅は、地域交流拠点、観光交流拠点、地域防災拠点及びサイクルシティ構想の拠点であるサイクルステーションなど多くの機能を備えた地域振興施設で、当市の歴史・文化・自然を生かしたまちづくりを進める市のにぎわいの創出する拠点であります。特に市民の生命・財産を守る防災機能を備えていることは議員御承知のとおりでございます。

この施設の管理運営につきましては、美濃商工会議所、めぐみの農業協同組合、長良川中央漁業協同組合、中濃森林組合及び美濃市の出資により設立した株式会社「美濃にわか茶屋」に指定管理者としてお願いいたしております。指定管理者である株式会社「美濃にわか茶屋」の安定した経営が、道の駅の管理運営には欠かせないものであります。

そこで、議員御質問の運営状況でございますが、去る4月末に提出のありました事業報告書によりますと、売り上げは、開駅から本年3月の決算期までの205日間で、農産物部門が4,923万3,000円、特産品部門が4,629万7,000円、飲食部門が2,598万4,000円で、合計しますと1億2,151万4,000円で、1日当たりに換算しますと59万2,000円でございます。当初の試算では8,419万6,000円ほどを計画しておりましたので、予想の145%となっており、現在のところ順調に運営されているのではないかと考えております。

また、利用者数につきましては、農産物等のレジ及び飲食券売機を通過した人が19万4,400人、西棟の親子で触れ合う展示コーナーの土・日曜日の入場者が5万3,200人であります。すべての立ち寄り客は約30万人に及ぶと推測されております。

サイクルステーションの自転車利用者は、3月までで98人となっております。ちなみに5月には70名ほどの利用者がありました。

いずれにしましても、株式会社「美濃にわか茶屋」にとりましては、平成20年度が安定的

な経営を将来にわたって維持するための正念場になるものと考えられ、農産物出荷者の拡大、定期的なイベントの開催が計画されております。

市といたしましても、道の駅「美濃にわか茶屋」は美濃市の重要な地域交流拠点や観光交流拠点でもありますので、特産品の開発など、今後とも積極的に支援をしていきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたしますとさせていただきます。

○議長（日比野 豊君） 次に、2番 古田豊君。

○2番（古田 豊君） おはようございます。発言の許可をいただきましたので、私は、一般質問で二つの問題について石川市長にお尋ねいたします。

第1点は、美濃市の今後の進むべき道をどのように考えておられるのかについてお聞きしたいと思います。

まず初めに、美濃市は合併せずに単独で行くと決めてから4年目を迎えました。市長として、この4年間の現状をどのように評価されているのか、また4年間で出てきた課題があるとすれば、どのようなものなのかをお聞かせいただきたいと思います。

私自身の知るところでは、県下各地で合併を余儀なくされた他市の人たちの中には、合併しても何もよいことはない。不便になっただけやという意見が多く聞かれます。これは、合併により自治体が広域化したために、職員の削減による行政サービスの低下、負担の引き上げ、過疎化の進展など、合併前にはなかったいろいろの矛盾が住民に押しつけられる結果が多く、さらに合併後における行政の合理化や構造改革が日々の暮らしにさまざまな影響を及ぼしているからだと思います。合併したこれらの自治体では、こうした矛盾を積極的に解消しようとする取り組みが少なく、取り組まれても成果が上がっていないと言われています。

今回の市町村合併は、国・県の主導で推進されたことにより、合併の過程で住民の意向を反映することを議会が拒否する例もあって、真に住民のための合併であったのかどうか、問題の残る自治体があるのも事実であります。

さて、恵那市では、合併について尋ねるアンケートを市民団体が実施しました。その結果、合併が「悪かった」「大変悪かった」を合わせると63%だったのに対し、「大変よかった」「よかった」の合計はわずか6%だったと報告されています。

こうしたもろもろの事実を見聞きして考えることは、美濃市は合併しなくてよかったと思う反面、合併した自治体も、合併しなかった自治体も、財政の悪化という点では共通しているということではないのかと思うのであります。

美濃市の場合も、単独の道で4年が経過しようとしております。これからもこの単独の道で頑張っていかなければなりません、財政難を初め人口の減少、加速する高齢化などなど、他市と同様、いや、それ以上に厳しい道のりではないのかと心配するところであります。

美濃市の人口の推移と高齢化を、平成13年と平成19年を比較してみますと、上牧地区では人口が2,500人から2,200人に、高齢化率が29%から31.1%に、下牧地区では人口が3,150人から2,750人に、高齢化率が30.6%から34.4%に、洲原地区が2,020人から1,830人に、高齢化率は24.6%が29.1%になっています。以下、美濃地区は8,400人が7,890人に、24.1%が

27.6%に、大矢田地区は2,270人が2,190人に、21.1%が21.6%に、藍見地区は2,720人が2,640人に、17.4%が19.1%に、中有知地区は4,150人が4,070人に、15.3%が17.9%になっています。人口の減少率、高齢化率に差はあるものの、全地区で人口は減少し、高齢化が急速に進んでいることを如実に示しております。

特に市の南部と比較して市街地から遠い北部において人口の減少、高齢化が激しく、都市部へ人口が集中し、農村部が過疎化する日本の人口動態の縮図となっている感がいたします。このままで推移すると、近い将来、美濃市でも消防団員が出せないとか、地域の行事に支障が生じるような事態になるのではないかと心配しています。教育、福祉などでは、行政としてきめ細かな施策で対応しておられることは理解しておりますが、総合的な人口対策としてどのようなことができるのか。また、市長としてどう対処されようとしているのかを伺います。

小さくてもキラリと光る美濃市としてこのまま単独を維持し続けることが、市民の理想であり、期待でもあります。しかし、存続し続けるためには、財政問題を抜いて考えることはできません。現在の非常事態に等しい財政状況に加えて、人口の減少、高齢化、最近の景気後退による税収への影響、地方交付税の削減など、単独を維持していくには極めて厳しい状況ではないのか、そのうちに好むと好まざるにかかわらず合併問題が再燃してくるのではないのか、そんな心配も出てきます。私は市議会議員として、こうした問題を避けて通るのではなく、その時々には執行部にただし、協力できるところは協力して、市民の期待にこたえるよう努力しなければと思っていますところであります。

さまざまな難題が山積する市政の現状の中で、私のお尋ねする美濃市の今後の進むべき道を市長はどのように考え、どのようにリードされるのか、市民が安心できるメッセージを平易な言葉で具体的に話していただきたくお願いをいたします。

質問の第2点は、後期高齢者医療制度の問題であります。

さきに取り上げましたように、美濃市の高齢化は激しく、平成19年度末の65歳以上の高齢化率は25.65%に達しました。1年に0.5%平均で伸びておりますので、10年後には30%を超えることが予測されます。

高齢者の増加は、労働人口、子供の減少を意味し、市にとって決して好ましいことではありませんが、高齢者の方々は、美濃市50余年の歴史の中で中心となって活躍された方々ばかりであります。この方々が気兼ねなく安心して暮らせる行政こそ、市政の最も重要な課題であると私は思っております。

今回の後期高齢者医療制度は、それぞれの人生を懸命に生き、日本の国の繁栄にも貢献された人たちを、国の財政事情で75歳以上を別扱いにする制度改正であります。この改正には、人間として最も大切なお年寄りに対する優しさとか、尊敬とか、いたわりの気持ちが感じられません。

私は、一生懸命に働いてきたお年寄りを大切にできないような国は、外国からは尊敬されないでしょうし、世代間にはすき間風が吹き、将来にわたる国の繁栄には結びつかない、そ

う思います。また、今75歳以上の人の問題だけではなくて、日本国民全員の問題でありまして、我々も必ず年をとってこの制度に悩むときが来るわけですし、たとえ最初のうちだけ軽減措置をとってもらっても、2年ごとに保険料が値上がりしていけば大変なことになります。

聞くところでは、日本の医療費は33兆円で、75歳以上の医療費は11兆円ということであり、日本は、先進国の中で最も高齢化率が高いが、GDP比で見た医療費は8%で世界で21位、先進国の中では一番低い医療費だそうです。

高齢化と並び、終末期医療もよく医療費増の一因に上げられるが、根拠はない。厚労省が2002年に死亡した人を対象に、死亡前1ヵ月の医療費を計算すると約9,000億円で、国民医療費の3%にすぎなかった。そもそも日本の医療費がアメリカに比べて少ない理由の一つに、終末期医療の少なさがあると日本福祉大学の二木教授は指摘されております。また、政府は、このままでは2025年度の国民医療費が現在の倍の65兆円になるとして抑制を訴えてきたわけですが、この数字にも落とし穴があって、2025年度に医療費だけが倍増するわけではなくて、経済成長で国の財布の大きさも変わるため、名目額は倍増でも、実質額はそれほどふえない。推計名目額の大きさをもとに議論しても意味がない、国民所得の中のどれくらいを医療に充てるのかを議論すべきであると、厚労省の医療費の将来見通しに関する検討会委員の先生は申されております。

一方、道路予算は、日本は年間8兆円、アメリカはたったの15兆円。アメリカは日本の国土の25倍の広さですから、日本並みの予算を組むとすれば200兆円もの予算となります。フランスの道路予算は3兆円だそうですので、日本の道路予算の多さに驚かされます。

道路特定財源は、来年度から一般財源とすると福田総理が約束されたので、予算配分が改善されることを期待いたしておりますが、私は人に優しい予算、それはもっと福祉・医療などに配分する予算であってほしいと思っています。

さきの市議会で、後期高齢者の医療制度に対する請願書が不採択になりましたが、今回、美濃市でも後期高齢者医療制度の改善を求める意見書が採択されまして、大変結構なことであります。その後、世論の反発が高まり、政府においても制度の見直しが行われました。しかし、全国では福島県や岩手県を初め、岐阜県大垣市など120もの県や市町村の地方議会が制度の廃止や中止、凍結を求める意見書を可決されております。美濃市のような高齢者が多い市はなおさらのこと、75歳という年齢で人間を差別するような制度はやめて、また弱い者いじめはやめて、保険料滞納の場合、75歳以上でも保険証を取り上げられ、病院にも行けず命を縮めるような生存権を脅かすような制度はやめて、市民の代表である市長から、美濃市では高齢者を大切にす、また国に対しても年寄りいじめはしない、この制度の廃止・中止・凍結を堂々と要望していくという力強いメッセージを発していただきたいと思うのですが、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

以上の2点についてお伺いいたします。

○議長（日比野 豊君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

古田議員の一般質問の1点目、美濃市の今後の進むべき道をどのように考えているのかについてお答えしたいと思います。

市町村合併につきましては、議員の御指摘のとおり平成15年11月27日、市議会におきまして、単独の道を選択する「美濃市の市町村合併の判断とまちづくり」という表明を、議員全員の皆さんの賛同を得て議決をいただき、さらには平成17年1月23日に市民の皆さんに合併をしない選択をしていただいたところであります。

こうしたことから、持続可能な財政運営を維持しながら、市民の幸福と明るく希望の持てる、市民が主役の小さくてもキラリと光るオンリーワンのまちづくりを市民と協働して進めるとともに、真の「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」の実現のため、平成まちづくり改革委員会を設置し、委員会からの意見具申に基づいて、平成17年1月に平成まちづくり改革大綱を策定し、これに基づいて行動計画を策定いたしましたところであります。

また、平成18年3月には、国の示した地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針に基づき推進行動計画を見直しまして、平成21年度までの5年間の美濃市集中改革プラン「美濃市平成まちづくり改革推進行動計画」を策定し、改革の推進をしてまいりました。

この間、国の歳出・歳入一体改革による予想を上回る地方交付税の削減など、行動計画策定時とは財政状況が変化してきており、この3月にはこの行動計画を見直し、平成20年度から22年度までの3年間の行動計画を策定し、その推進に努めているところであります。

平成15年度と比較いたしますと、平成16年度から19年度までの4年間で、職員の削減、給与の適正化、補助金等の整理合理化、内部管理経費の見直しや投資的経費の見直し等を行いまして、19年度までに15億3,800万円の削減成果がありました。厳しい財政状況下ではありますが、第4次総合計画の各事業も順調に推移しているところであります。

概算でございますが、平成19年度の市税の収入の状況は34億6,300万円、過去最高になると思われまます。これは、ちょうど税源移譲によるもので、市民税で約対前年で4億3,700万の増収でありまして、予算に対して2億2,000万の増であります。これは市民税で税源移譲がありまして、約2億4,000万ほどの増収、法人市民税で1億2,000万、それから固定資産税で7,200万と、いわゆる区画整理や新しい住宅ができて、美濃市の固定資産税が伸びているということでありまして、収納率は98.6%、前年より0.2%上がっておりますが、こういう状況で成果が少しずつ出ている状況にあります。今後も、区画整理や道路整備、上下水道、都市景観事業などの都市基盤の整備を初め、農林業や工業、商業、観光、雇用対策事業などの産業の振興、健康や福祉・医療など少子・高齢者対策、生活環境対策事業等による市民生活の向上、学校教育や生涯学習、文化振興事業など教育・文化の向上、あるいは活発な市民活動と参加のシステムづくりなど市民参加の推進など、諸施策を積極的に展開して着実な歩みを続けてきたと考えております。

こうした市民と協働のまちづくりが評価されまして、合併をしないという以降、平成18年1月には地域づくり総務大臣表彰、平成19年11月には地方自治法施行60周年記念式典におきまして総務大臣表彰など数々の栄に浴したところあります。今後は、未来に向かって、ス



ローライフ、川の駅構想、景観づくり、伝統と新しい文化の創造など「歴史や文化、自然環境を活かしたオンリーワン」、それからサイクルシティー、区画整理、企業誘致、新市街地形成、交流産業、農林業の活性化など「元気で魅力あるオンリーワン」、そして自主防災、市民参加による健康づくり、子育て支援、高齢者福祉、ごみの減量化やリサイクル等3R運動の実践など「安全で安心、健康なオンリーワン」、学校教育、生涯学習、スローライフの実践、1市民1芸1スポーツ1ボランティアなどの実践など「市民力、文化力のオンリーワン」、市民協働、道普請、地域づくり支援事業、もったいない運動、ケーブルテレビによる情報の活用など「参加と協働によるオンリーワン」、これらを続けること。平成まちづくり改革、健全財政、簡素で効率的な行政運営、情報公開など「行財政改革と持続可能なオンリーワン」を目指していきます。

こうした第4次総合計画にのっとり六つのオンリーワンのまちづくりを重点目標に諸施策を展開するとともに、引き続き政策的意義や、あるいは有効性や必要性などに配慮した事業の選択によりまして、限られた財源で最大限の効果を引き出すよう、市民と協働で創意工夫し、我慢するところは我慢し、平成まちづくり改革を進めてまいりたいと思います。

また、全国市長会など地方六団体が連携し、地方分権の推進とともに必要な財源の確保を図ること、すなわち自立のために必要な財源として、国に対し地方交付税など地方財源の確保について強く要請してまいります。

市としても、積極的な企業誘致や区画整理など人口対策を展開し、新たな財源を掘り起こすなど安定的な財源確保に今後も努め、安心して安全、元気で魅力ある美濃市づくりを推進し、自立した自治体運営の確立に努力する所存でありますので、御理解賜りたいと存じます。

次に一般質問の2点目、後期高齢者医療制度についてでございます。

全国市長会では、平成18年6月の法公布前から後期高齢者医療制度に関する幾つかの課題について折々に意見の採択や要望をしてまいったところであります。

平成17年11月には制度設計や運営方法、低所得者対策についての意見、平成19年6月には国において十分な低所得者対策を講じること、制度の趣旨や内容について十分な広報を行うことなどの決議を行い、平成19年10月には、同様の内容で与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームに申し入れをしているところであります。

しかしながら、国はこうした地方の声を受け入れず、十分な周知を図ることもなく、既定方針どおり本年4月1日に制度の実施を図ることとしたところであります。

こうしたことから、美濃市では広報、パンフレット、あるいは小冊子による周知、高齢者が集うサロンやシニアクラブを通じた説明会等を開催するとともに、本年1月には全職員を対象とした研修会を行い、市民からの問い合わせ等を全庁的に対応するための体制整備を進めてまいりました。

4月1日の施行日以降、被保険者証の未到着や保険料の賦課の誤りや、広域連合や市町村窓口の混乱、制度の課題などは一連のマスコミ報道で既に御承知のことと思いますが、こうした状況は、これまでの厚生労働省の対応からある程度予測されたことだと思えます。しか

し、幸い美濃市におきましては、施行に向けての準備作業も順調に進み、報道にありますような被保険者証の未到着や保険料の賦課の誤りもなく、市民の皆様には大きな御迷惑をおかけすることはなかったものと存じます。

しかし、施行日から5月末までの2ヵ月間で電話や窓口での問い合わせは495件に上り、市民の関心の高さを再認識しているところであります。

高齢者は人生の先輩であり、今日までの長い間、激動する時代の中で国をつくり、地域づくりに御尽力されてこられたところであります。今回の一連の混乱は、こうした高齢者の皆さんに制度の趣旨や内容について国が十分な説明責任を果たさなかったこと、かつ高齢者に最も身近な場所で接しております市町村からの申し入れや決議についてしっかり受けとめて対策を講じなかったことが最大の原因だと考えております。

市では、施行以降電話をいただきました方、あるいは御高齢にもかかわらずわざわざ御来庁されました方々の意見、要望の集約に取り組んでいるところでございます。こうした貴重な御意見、御要望を県や国に上げていくことが市長としての私の責務と考えます。

現在、国では、今回の混乱を受けて制度の一部見直しが進められております。本年6月4日に開催されました全国市長会においても、制度の円滑な運営を決議したところでございます。間もなく国から通知されます改正内容を精査しながら、高齢者の立場に立って、要望すべき事項があれば県市長会や全国市長会を通じて強く主張し、この医療制度が市民生活に安心して信頼できる制度として定着するよう積極的に取り組んでまいりたいと考えますので、御理解賜りますようお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

○議長（日比野 豊君） 2番 古田豊君。

○2番（古田 豊君） 答弁ありがとうございました。

ここでは要望しておきたいと思えます。

第1点目の美濃市の今後の進むべき道については、小さくても豊かで自然に満ちた伝統ある美濃市をいつまでも維持していくために、国や県に対しても言うべきことや要望することははっきりと行っていただいて、財源問題や人口問題、高齢化問題に不退転の決意で頑張ってくださいようお願いをしておきたいと思えます。

第2点目の後期高齢者医療制度については、いろいろといじってみても、同じ人間を前期と後期に分ける差別制度ですし、最初のうちだけ軽減措置をとってもらっても、必ず保険料値上げになる制度ですし、いじればいじるほど事務的経費がかさみ、相当の無駄が出てしまい、美濃市にとって何もよいことのない制度です。市長に、お年寄りをいたわる心、弱い人を思いやる心、すべての美濃市民を愛し、敬う気持ちがあるのなら、こういう冷たい制度は廃止・中止・凍結以外ないと思われまますので、その方向で国に対して強く働きかけていただくことを要望しておきたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（日比野 豊君） 次に、5番 山口育男君。

○5番（山口育男君） おはようございます。発言のお許しをいただきましたので、通告書に

従い、二つの項目について質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目に、「ツアー・オブ・ジャパン」美濃ステージについてでございますけれども、一つ目に開催の継続について、そして二つ目には運営に係る安全対策についての2点についてお尋ねをいたします。

質問に先立ち、さきの大会で不慮の事故に遭われた被害者の方に、壇上からではございますが心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。一日も早い回復を心よりお祈り申し上げます。

さて、まず最初にツアー・オブ・ジャパンの開催の継続についてであります。ステージ当日は心配されていた雨も開会セレモニー前にはすっかり上がり、まさに絶好のレース日和となりました。大会の最後に残念な事故があったものの、一応の成果は上げることができたのではないかと考えております。

一昨年、市長は3年をめどに開催をしたいということでありましたけれども、来年度の開催で一応節目の3年になります。再来年以降の開催につきましては、既に新聞報道でもされておりますが、継続されるのかどうか、市長の考えをお聞かせいただきたいを思います。

人口2万3,000人ほどのこの美濃市で国際的な自転車レースが行われること自体が大変すばらしいことで、市民の皆さんが駆け抜ける迫力、スピード感を間近に体験できる機会を得られたことに感謝を申し上げたいと思っております。このすばらしい大会を通して、日本全国に、世界各国に美濃市の名が届き、開催に当たったのメリットは数字ではあらわせないほどのものがあると考えております。

大会当日には2万人ほどの市民が熱い声援を送り、大会を後押しし、多くの市民の皆さんも、美濃市の一大イベントにしたいと開催の継続を望む声も多く、私も開催の継続を強く望むものであります。御答弁をお願いしたいと思います。

次に、質問の2点目でありますけれども、冒頭に申し上げたように、ステージの最後に不慮の事故が起きてしまったことは非常に残念なことでありますが、被害に遭われた方も回復に向かっているとお聞きしております。スピードを競い合うレースを行う以上、今後何らかの事故が起きる可能性もあると思われ。来年度以降の開催に向けて、どのような安全対策を講じられるのか、お聞かせいただきたいを思います。よろしく願いをいたします。

次に、質問の二つ目でございますけれども、全国豊かな海づくり大会について、岐阜県での開催に当たり、市としての対応はどのようなかについて、産業振興部長にお尋ねをいたします。

近年、産業の発展により国民生活は向上いたしておりますけれども、これに伴い、水環境は悪化し、一方では、漁獲量の多さとも相まって水産資源は著しい減少傾向にあり、資源や生態系の回復は、日本のみならず世界的な課題となりつつあります。

全国豊かな海づくり大会は、水産資源の維持培養と海や湖沼・河川を取り巻く環境の保全意識を高めることを目的に、開催県と豊かな海づくり大会推進委員会との共催で、昭和56年の大分県を皮切りに毎年行われている国民的な行事でございます。

第1回目の大分県での開催以来、毎年海のある都道府県で開催されてきましたが、昨年度は、海のない県では初めて琵琶湖を有する滋賀県が、湖の環境・生態系の保全に努め、豊かな湖を取り戻すことを目的に開催されております。

岐阜県では、平成22年に海や湖沼のない県では全国で初めて、河川において全国豊かな海づくり大会を開催し、森林・川・海という一連のつながりの大切さを認識し、川上から川下まで一体となった水資源の重要性を全国に発信していくとしております。

また、この大会の式典会場及びメイン行事となる放流行事の会場及びその場所にふさわしい放流魚について、県民からの提案を募集しております。美濃市におきましては、清流長良川を初め、板取川、片知川などの河川やこれらの源となる自然豊かな山々に囲まれた市で、会場としては最も適した場所ではないかと考えられます。また、日本まん真ん中美濃市まるごと川の駅構想により、川にかかわる環境を大切にし、川の魅力を生かしたまちづくりを積極的に進めておられます。

そこで、開催条件が整えば開催会場に立候補することも考えられますけれども、岐阜県での開催に当たり、市としてどのように対応していくのか、お尋ねをいたします。よろしく御答弁のほどをお願いいたします。

○議長（日比野 豊君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 山口議員の一般質問の1点目、ツアー・オブ・ジャパン美濃ステージについて、一つ目の質問、開催の継続についてお答えをしたいと思います。

今大会は、前日まで天候が危ぶまれていましたが、午前9時からのオープニングセレモニーには、まさにドラマチックといいたしでしょうか、見事なまでに雨が上がりました。

本市では2回目となる開催で、国内外から16チーム96人の精鋭を迎え、164.7キロメートルの長丁場で熱いレースが繰り広げられました。自転車普及協会を初め、開催の主団体から高い評価を受けたところであります。

本市は「スローライフ」をまちづくりの基本に、自然に優しく健康にもよい自転車を活用した美濃サイクルツアー推進計画を進めており、サイクルマップを昨年度作成したところであります。市民の皆様には、日常生活の中で車から自転車への転換を図っていただくとともに、観光客の方には道の駅、和紙の里わくわくファームのサイクルステーションなど、こういったものを拠点とする自転車コースを推奨し、自転車の魅力、ひいては本市の魅力を発見していただきたいと考えております。

さらには、平成24年の国体自転車ロードレースの開催も内定している中、ツアー・オブ・ジャパン美濃ステージの開催は本市にとって大変意義深く、春の美濃祭りや秋の美濃和紙あかりアート展とともに美濃市を代表するビッグイベントの一つに育てていきたいと考えております。

昨年6月の第3回市議会定例会でツアー・オブ・ジャパンの開催について答弁をさせていただいておきまして、そのときに、3回は開催し、その後も引き続いて開催していきたいとお答えをしています。今は、できれば引き続いてではなく、ぜひとも続けてやっていきたい

と、続けるべきだと考えているところであります。

継続して開催していくためには、市民のコンセンサスを得る必要がございます。また、金銭面で実行委員会に大きな負担にならないよう、市も協力していく必要があると考えております。6月17日、昨日に佐藤県議、高井実行委員長とともに岐阜県知事にもお会いをいたしまして、協力を要請したところであり、また快諾をいただいたところであります。この競技を継続的に開催することを確定していくためには、市議会議員の皆様を初め、実行委員会、あるいは自治会、企業の方々、主催者の自転車普及協会、警察や消防等関係諸団体、あるいはボランティアの方々と数多くの皆様の御理解と御協力をいただき、そして合意をもって決定すべきと考えているところでありまして、一層の努力をしていく所存であります。

報告によれば、過日開かれました美濃市体育協会の理事会においては全員の賛同を得たということも聞いております。

さて、御質問の二つ目、運営に係る安全対策についてお答えいたします。

御承知のように、ゴール後、選手の1人と観客の整理を担当していた運営スタッフとの間で衝突事故がございました。被害者の方は意識不明のまま病院へ搬送されましたが、その後意識も戻り、病状も回復に向かい、今月10日には退院して東京へ帰られました。私もお会いいたしました。自力で歩いて、笑顔で答えられておりました。今後しばらくは自宅療養されると伺っておりますが、一刻も早い回復をお祈りしているところでございます。

今回の事故を真摯に受けとめ、このような事故が二度と起こらないようにと、美濃ステージの翌日の南信州ステージから主催者は早速に審判・参加チーム・警備員等、あるいは大会関係者に事故状況を伝え、注意を喚起するとともに、補給員等のスタッフにヘルメット着用を義務づけたところでございます。

来年の美濃ステージでは、観客の多い箇所には警備員やボランティアを増員し、ボランティアの方には笛やハンドマイク等を持ってもらいまして、観客に注意を呼びかけていただくとともに、任務を十分認識していただいて観客を事故から守るように安全教育を徹底していきたいと思っております。こうしたことを初め、できる限りの安全対策を実施してまいりたいと思っております。主催者である日本自転車普及協会や関係団体・組織と細部にわたって協議を進め、また警察からは一層の指導を仰いで大会運営に当たる所存でございますので、御理解を賜りますようお願い申し上げ、重ねて大会をぜひとも続けていきたいと、このように思いますので、御協力をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（日比野 豊君） 産業振興部長 宮西泰博君。

○産業振興部長（宮西泰博君） 山口議員の一般質問の2点目、全国豊かな海づくり大会について、岐阜県での開催に当たり、市としての対応はどのようかについてお答えいたします。

全国豊かな海づくり大会は、魚や貝などの水産資源の維持培養と、それらの生物がすむ海や湖・沼・河川の環境保全に対する意識を高めることを目的に、天皇・皇后両陛下御臨席のもとに、昭和56年に第1回大会が大分県で開催されて以来、毎年各地で開催されています。

岐阜県では、全国有数の内水面漁業県である岐阜県の水産振興と、平成20年度から取り組

む県の重点施策である「水との共生」をテーマに、平成22年度に第30回全国豊かな海づくり大会を開催することが決定し、河川での開催は全国で初めてでございます。

今回の大会では、川上から川下までの森・川・海を一体とした岐阜県の取り組みを全国に発信し、この海づくり大会を通して「清流ぎふ」を強力にアピールし、平成24年開催の「ぎふ清流国体」につなげていくこととなります。

大会の開催場所や開催日時等、詳細はまだ決定されておりませんが、去る4月30日付で開催候補地についての提案依頼がありました。大会行事概要につきましては、2日間にわたり開催することとし、1日目が歓迎レセプション、2日目が式典行事と放流・歓迎行事となっております。開催地の選定条件といたしまして、歓迎レセプションは招待者500人程度の会場であること、宿泊は1,000名程度が宿泊できる施設が確保できること、式典行事は招待者1,000名程度が収容できる会場であること、放流・歓迎行事は招待者500名程度が収容できる会場であること、歓迎アトラクションでは伝統漁法など披露することとなっております。各会場は、隣接または近接していることが条件となっております。

市といたしましては、日本まん真ん中美濃市まるごと川の駅構想を推進するためにも、開催候補地として立候補できないかと関係部署で協議いたしましたが、県提案の開催地の選定条件に満たないところがあり、今回の立候補は控えさせていただくことになりました。

ただ、美濃市には、昭和32年に両陛下が行幸されて以来、約半世紀の間行幸がないため、大会終了後に視察が計画される場合には、ぜひとも美濃市への行幸を提案していきたいので、御理解を賜りますようお願いいたします。

最後に、隣接の市では、大会の会場地として、また放流についても漁業組合が積極的に誘致に取り組んでおられますので、当市も要請があれば協力と支援をしていきたいと考えておりますので、申し添え、答弁とさせていただきます。

○議長（日比野 豊君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時02分

○議長（日比野 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

1番 並信行君。

○1番（並 信行君） おはようございます。

私は、発言通告に基づき2点の質問をいたします。

質問の1点目は、公共施設の耐震化について行います。

会議の冒頭に黙祷をさせていただきましたが、先月の5月に発生しました中国四川大地震と、先週14日に起きた岩手・宮城内陸地震で犠牲となられた方々に、改めてお悔やみを申し上げます。

四川大地震では、地震の規模が阪神・淡路大震災の20倍ものエネルギーであったとか、亡くなった方が8万人を超えそうだという犠牲者の数に驚きを覚えました。この地震の続報は

今も毎日のようにあり、余震の規模や回数、自衛隊機の派遣が中国の国民感情から中止されたこと、せきどめ湖の決壊の回避や仮設住宅が急がれることなど、続いております。報道の中でも、学校校舎が集中的に倒壊したことがマスコミで取り上げられておりました。中国の公共施設の建設事情が倒壊に拍車をかけた面も指摘されていましたが、子供たちが安全に教育を受けられるのが必須条件の施設で、授業中に生き埋めになるなど、絶対にあってはなりません。

今回起きた岩手・宮城地震でも、秋田県、山形県を含め4県160カ所以上の学校施設で天井落下やガラスが割れる被害があったことを16日の時点で文部科学省がまとめています。地震がたまたま土曜日であり、休みの日であったために、子供への被害がなかったことは不幸中の幸いでありました。

当市では地震対策として、ことし3月には地域の揺れやすさ・危険度マップ及び地震防災マップを全世帯に配布し、緊急避難時に備えています。地震の最大の被害は内陸部では家屋・建造物の倒壊と火災による人的被害、物的被害であり、せきどめ湖による土石流被害もあります。このうち家屋の倒壊対策では、4月から民間家屋については耐震診断費用の補助が拡大されているところであります。

平成18年第1回市議会では、我が党の塚田議員が予防防災につき質問をする中で、公共施設と住宅の耐震化促進について行っております。この答弁では、市の居室を有する118施設のうち45施設が新耐震基準の定められた昭和56年5月以前の建築であり、耐震基準を満たしているか不明の施設について、防災業務の拠点となる市役所を最優先に、避難所を優先しながら計画的に耐震診断、耐震補強工事を実施していくとあります。

2年が経過をしたわけですけれども、この数字には改善があると思います。45施設のうち、基準強度を満たしているか不明の施設は具体的にどのような施設があり、現状がどうなっているか。特に学校施設、福祉施設について、耐震診断と補強工事の見通しをお尋ねします。また、市庁舎耐震化事業として平成19年度で耐震設計されたものの、今年度予算には耐震補強工事が計上されておられません。最優先と答弁された市庁舎がなぜ予算化されなかったのか、答弁を求めます。

質問の第2点目は、小規模工事等契約希望者登録制度について行います。

近年、市町村に導入されることがふえつつある制度であります。この制度の概要を述べますと、地方自治法234条に基づく随意契約のうち、小額随契に該当する市発注工事で130万円以下の小規模工事・修繕について、入札に参加していない市内業者の受注機会の拡大を図ることにより市内経済の活性化を目的とするもので、地元業者が簡易な登録をすることで、複数の業者との見積もり競争により市の小規模工事を受注契約できるものであります。全国的に、公共工事の入札制度をめぐるのは談合とダンピングという相反する動きがあり、どちらへも社会的な批判が起きています。つい先日にも北海道の事件がありました。言うまでもなく、公共工事の業者選定には透明性・公平性・客観性と発注価格の適正が求められるものであり、この制度の導入は小規模工事の発注時、これらの条件を満たすために有意義なもの

と考えます。

この数年、大企業が史上最高益を更新する中でも、地域の中小零細企業の経営環境は厳しく、特に建設業においては、高齢化による後継者問題、官公需の減少による売り上げ減、大手業者の下請化による単価たたきと原材料の高騰による利益率の減少で、独立創業を上回る廃業が続いているところでもあります。このような経営環境だからこそ、少額といえどもきちんと利益が見積もれる小規模工事等契約希望者登録制度が望まれ、現状では全国およそ400の自治体で制度化されているものと思われます。

各地の例では、制度の名称は「小規模工事等契約希望者登録制度」として、建設業の工事、修繕に絞って対象としているものが一般的であります。また、「小規模契約希望者登録制度」として少額物品購入もあわせて行う群馬県安中市、埼玉県騎西町の例もあります。

工事・修繕の額では、犬山市の設計金額10万円以下から多くが50万円の設定ですが、最高額は少額随契の上限である130万円以下としております。この制度の特徴として、いわゆる丸投げ等の一括下請が禁止されていることが上げられます。小規模工事を大手業者が契約し、下請にやらせる構図を排除し、適正な価格で請け負った業者自身が工事することは基本的なことと考えます。

導入自治体である福島市では、新たな財源を必要とせず、税金の使い方を地元のより零細な中小業者のために使うよう切りかえることで地域経済活性化のカンフル剤になり、市としても税金滞納の業者へも仕事を発注することで税収確保につなげるなど、両者の利益が認められたと、全国商工団体連合会が主催する商工交流会、昨年ですが、報告されています。

登録の対象となるのは、市内に住所を有する個人、事業所を有する法人で、許可の有無にかかわらず建設業を営む方で、入札参加者名簿に登録されていないことが条件になります。受け付け方法や登録有効期間、納税要件はそれぞれの自治体でさまざまですが、より広範囲の業者の皆さんへ対象を広げることが制度のそもそもの目的に合うものと考えられます。

これまで市の小規模工事、修繕の発注がどのようにされているか質問するとともに、当市もこの制度の導入をすべきと考えますが、市の見解を聞かせていただきたいと思っております。

○議長（日比野 豊君） 総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） それでは、並議員の一般質問の1点目、公共施設の耐震化について、特に学校施設、福祉施設の現状はどうかについてお答えいたします。

建築物の耐震改修の促進に関する法律では、昭和56年5月31日以前に建築された階数が3階以上で床面積1,000平方メートル以上の建築物について耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう特定建築物の所有者に努力義務を課しております。市が保有しております昭和56年以前に建築された居室を有する施設は、東市場市営住宅を用途廃止しましたので、現在44施設でございます。そのうち、美濃小学校、中有知小学校は耐震補強工事が完了し、美濃和紙あかりアート館は耐震化を含め改修をしております。上牧小学校及び市営住宅7カ所については、耐震調査の結果、基準強度を満たしているとの結果を得ております。

残りの施設のうち、耐震診断及び必要に応じて耐震改修の努力事務を課せられている施設



は、市役所、美濃北中学校、図書館であります。市役所につきましては、昨年度耐震設計を行いましたところ約9,500万円の改修費が必要となり、財政上の問題から本年度は予算化を見送ったところでございますが、防災拠点としてできるだけ早期に耐震補強工事を実施したいと考えております。美濃北中学校につきましては、学校再編や改築等を視野に入れ検討することとし、図書館につきましては、できるだけ早期に耐震診断を実施してまいりたいと考えております。また、その他の施設につきましては、体育館、文化会館、老人福祉センター、保健センターなど努力義務は課せられてはおりませんが、今後計画的に耐震診断を実施し、必要なら耐震化の検討を実施してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、一般質問の2点目、小規模工事等希望者登録制度の導入ができないかについてですが、現在、市が工事等を発注する場合は、美濃市入札参加資格審査実施要領により、建設業法第2条の規定する土木建築工事等にあつては、同法の規定する経営事項の審査を受けていることを義務づけております。また、地方自治法施行令及び美濃市契約規則で定める随意契約のできる130万円以下の工事等の場合も、これに準じた取り扱いをしております。

この随意契約による少額工事等の契約につきましても、安全管理や適正な施工等を考慮し、建設業法の許可を有し、経営事項の審査を受けている入札参加資格のある事業者が発注しており、市内の事業者は現在39社であります。

また、軽易な修繕は簡単に登録できる物品等の入札参加資格申請により対応できるものとしております。

議員御提案の、競争入札参加資格のない地元業者のため、小規模で簡易な建設工事や修繕の受注機会を拡大するための登録制度につきましては、他の市町村の状況なども調査し、今後検討してまいりたいと思っておりますので、御理解賜りますようお願いし申し上げ、答弁とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

○議長（日比野 豊君） 1番 並信行君。

○1番（並 信行君） 御答弁をいただき、ありがとうございました。

1点目には再質問、2点目には要望を申し上げます。

1点目の公共施設の耐震化について、「努力義務」という言葉が耳についたわけですが、建物の大きさが問題なのではなく、市民の皆さんの体・命・財産の問題なのだと、このことを改めて考えていただきたいと思っております。

塚田議員の質問後、2年が経過をしておるわけですが、市の耐震化対象施設に変化があったのは、東市場市営住宅が老朽化したために取り壊して、45施設が44に減ったことと、市庁舎の耐震設計ができたことだけのようです。ほかには耐震調査も補強工事も進んでいない。順序をつけて調査耐震化を進めるのは当然であります。耐震調査はすべての公共施設について急ぐべきだと申し上げたいものであります。

特に努力義務が定められているにもかかわらず残されているものが防災業務の拠点となる

耐震化最優先の市庁舎、学校施設である美濃北中学校、市の社会生涯学習・文化のとりでである図書館であることは重大だと言わざるを得ません。市庁舎の改修費が9,500万円と聞くと確かに高額ですが、市庁舎耐震化への国の補助はありませんか。新築が無理なら、補強工事以外の選択肢はありません。できるだけ早期にという答弁でしたが、何年後という見通しがあるのか、伺いたいと思います。

美濃北中学校については、中学校統合の可能性もあることも補強工事に踏み切れない理由の一つと聞きましたが、統合ありきではなく、10年以上は学校を続ける方針を固めても工事は急ぐべきではないかと思えます。

地方の財政が厳しいことから、学校施設耐震化の予算措置がおくれていることを改善するため、今国会では地震防災対策特別措置法が改正され、震度6以上で倒壊の危険性が高いとされる構造耐震指標0.3未満を強度不足として、全国約1万棟の公立小・中学校校舎の耐震化工事国庫補助率を現行2分の1から3分の2へ引き上げることになりました。これに該当するなら、市の財政による実質負担はこれまでの3割から1割へと減らされるということです。美濃北中学校が該当するのであればこの補助の対象になりますが、これを機会に補強工事を急ぐべきだと思いますが、どうでしょうか。

また、図書館耐震化へは国の補助があるのかどうか、お尋ねしたいと思います。努力義務が課されていない洲原体育館は、防災拠点となる避難所であり、文化会館、美濃会館、保健センター、勤労青少年ホーム、上牧公民館、藍川集会所などは市の避難所として指定されているのに、ここが耐震強度不明では、その地区住民の安心が揺らぎます。まず耐震調査をすることで、わからないという状態からは一刻も早く抜け出るべきだと思いますが、どうでしょうか。

また、老人福祉センターやみのりの家などは、福祉施設としても、利用者もより安全・安心を必要とする方が利用しているので、優先的に耐震化を図るべきと考えますが、市の考えをお尋ねします。

2点目の小規模工事契約希望者登録制度につきましては、何よりも地元小規模業者へ仕事を回すことが求められているからであり、答弁にあったような建設業登録の有無を条件にしないでよい少額工事など、優先的に小規模業者へ回す姿勢が大切だと思います。現状は強い者勝ちで、下請に回す構図になっていないかと考えるからであります。特に物品等の入札参加資格申請で、現在、市に登録のある1,000余りの業者のうち、市内業者は1割に満たないと聞きました。ここに光を当てることが必要と考えます。こちらはぜひ制度化していただくことを要望しまして、再質問を終わります。

○議長（日比野 豊君） 総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） 並議員の公共施設の耐震化についての再質問にお答えいたします。

市庁舎耐震化についての国庫補助制度はございませんが、起債の制度はございます。起債の内容は、公共施設等耐震化事業で、起債の充当率は90%、交付税算入率50%となっております。

耐震補強工事につきましては、先ほどお答えいたしましたように、できるだけ早い時期に実施したいと考えております。

美濃北中学校につきましては、このほど地震防災対策特別措置法が改正され、学校施設の耐震化に対する国の緊急措置が拡充されました。このことも踏まえながら、学校再編や改築等を視野に入れて検討をしてみたいと思います。

図書館につきましては、国の補助はございません。また、その他の公共施設につきましては、先ほどお答えしましたように、今後、計画的に耐震診断を実施してみたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（日比野 豊君） 1番 並信行君。

○1番（並 信行君） 再答弁をどうもありがとうございました。

細部にわたりまして触れることはしませんが、大方了承します。

財政が厳しい中で、優先順位をどうするかと考えたときに、後ろ向きになることなく、市民の命最優先でやっていくことに期待をしまして、私の質問を終わりとします。

○議長（日比野 豊君） 次に、7番 武井牧男君。

○7番（武井牧男君） それでは、私は発言通告に従い、一般質問、美濃北中校舎の耐震補強と学校編成についてを教育長にお尋ねをいたします。

6月14日、突然岩手・宮城内陸地震が発生し、死者11名、行方不明者11名、山が崩落し、多くの集落が孤立いたしました。犠牲者の皆様方の御冥福と、行方不明の皆様が一日も早く発見救出をされますことをお祈りいたします。また、中国四川省では、5月12日、マグニチュード8の大規模地震が発生し、多くの犠牲者を出されましたことに対し、謹んで哀悼の意をささげます。特に学校倒壊で多くの児童・生徒が生き埋めになり、死亡した教員・生徒が全犠牲者の1割を超える被害を出しました。

こうしたことを教訓に、このほど学校耐震化を加速させるために、地震防災対策特別措置法が出され、一つに地震補強事業の国庫補助率を現行の2分の1から3分の2に引き上げ、二つ目に地方交付税措置を拡充、三つ目に耐震診断結果の公表の義務づけ等に改正されました。

改正法により補助率が3分の2に引き上げられ、さらに元利償還金に対する交付税措置も拡充され、国が86.7%を負担することになり、実質的に地方負担は13.3%へ大きく減ることになりました。

美濃北中学校の耐震補強につきましては、平成17年定例議会において、耐震補強よりは学校編成も含めて改築の方向で進めるべきという考えもあると答弁されました。美濃北中を存続するのであれば、今回の法改正により耐震補強の線も濃厚になるのではないかと思います。

一方、少子化が進む中での美濃北中学校の再編成については、本市の中学校の再編成の方策として、中学校の学級規模として、一つ、毎年60名を超える生徒が入学する規模を適正とします。二つ目に、1学級は30名以下とします。ただし20名を下回らないことが望ましい。

三つ目に、1学年は4学級前後が適当ですとなっております。

また、学校の再編の実施時期については、将来、生徒の減少状況により、再編成の実施の方策については地域と協議し、学級規模等、教育上支障を来す時期に段階的に再編成しますとなっております。

こうした中学校の理想とした規模には、美濃北中学校の校下の園児・児童数、また出生率から見ても、今後生徒数の増加が見込めないと推測できます。生徒に対する好ましい教育環境かどうか思い悩む御父兄の方もお見えになるのではないのでしょうか。現在の市の方針である、当面は現在の3校とする。当面を差し当たりと解釈しましたとき、再編成も視野に入れていることが読み取れます。

生徒の生命第一に、耐震補強を一日も早くしなければならぬと思います。今後の生徒の安全第一と教育環境第一の両面を考えると、美濃北中学校の耐震補強、再編成についてどのように取り組みをなされますか、お尋ねをいたします。

○議長（日比野 豊君） 教育長 森和美君。

○教育長（森 和美君） 武井議員の一般質問、美濃北中学校校舎の耐震補強と学校再編成についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、美濃北中学校は昭和43年の建築で、40年ほどの歳月を経ており、耐震基準を満たしていない校舎となっております。

当時、校舎は1学年3クラスの規模で建てられており、耐震補強工事を行うと概算で1億5,000万円から2億円の費用がかかることとなります。こうした耐震性の確保ができていない美濃北中学校の生徒・教職員への安全対策としては、年3回の避難訓練を授業中あるいは昼休みなどと時間を変えて行ったり、その中で避難誘導など生徒の安全を確保する訓練をいろいろバリエーションを変えて実施しているところであります。

また、中国四川省の地震を受け、国が耐震補強工事の補助率引き上げを行うことについては、子供たちの生命の尊重、あるいは自治体の費用軽減の意味からも大変好ましいことと受けとめております。

ただ、美濃北中学校の生徒数は、現在の状況が続けば3年後には91人、6年後に53人、7年後には46人と、ここ数年では一番少なくなり、以降50人から80人前後の状態が続くことが予想されます。一方で、一昨年度と昨年度の2年間、小学校再編成の件で下牧地区と上牧地区の自治会やPTA役員、保育園保護者の方々と協議を続けてきた際に、保護者の方からは中学校の存続を望む声と、存続すれば子供たちは小学校から中学校までの9年間、クラスがえもなく同じクラスで学習することになり、さらに人数不足のため部活動の選択はもちろん、良好な教育を受けることも危惧されているという御意見をいただきました。

教育委員会としましても、耐震性のこともあり、今後のあり方について、地元自治会の皆さんやPTA役員さんなどに実直に現状報告を申し上げ、小学校の再編成を機会に、中学校の再編成を視野に入れながら校舎の耐震補強について協議を進めていきたいと考えております。

なお、協議開始の時期につきましては、牧谷小学校へ再編成がされる21年度からと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

○議長（日比野 豊君） 7番 武井牧男君。

○7番（武井牧男君） 御答弁をありがとうございました。

ここで要望をさせていただきますが、今の答弁の中で、今後のあり方について、学校編成を視野に入れて協議を開始する、その開始時期も平成21年度からというように明確に答弁をいただきました。現状の危険な校舎改修に向け、生徒が安心して教育が受けられる安全な教育環境第一に、地域住民の意見・要望を踏まえ、将来を担う生徒の教育効果が高められる方向に積極的に取り組まれることをここに要望し、質問を終わらせていただきます。

○議長（日比野 豊君） 次に、15番 塚田歳春君。

○15番（塚田歳春君） 私は、一般質問3点を行います。

まず1点目は、美濃市集中改革プランでは、下水道や農業集落排水使用料の引き上げを来年度に実施するとされているが、その前に接続率の向上に力を注ぐべきではないかという質問でございます。

公共下水道は、市民の健康で快適な生活環境と公共水域の水質の保全を図ることを目的に、長良川右岸処理区が平成8年に、左岸処理区が平成14年に供用開始、長瀬地区は先日通水式があり、これですべての公共下水道が完備したことになります。一方、農業地域では、農業用水の水質保全や生活環境の改善を目的に、上野地区の平成4年を初め、平成9年に安毛・前野地区、平成11年に上河和地区、平成14年に板取川右岸地区、同じく蕨生・神洞地区と供用開始となっております。

下水道法では、浄化槽設置の家屋は供用開始後速やかに、またくみ取り便所設置の家屋は3年以内に下水道施設へ接続することが義務づけられております。しかし、平成8年に供用開始した長良川右岸の接続率は75%、平成14年に開始した左岸は54%であります。また、農業集落排水事業でも、平成14年に供用開始した板取川右岸地区が59%、蕨生・神洞地区が34%と低い率になっております。

一方、この下水道事業は財政的にも大変厳しい状況が続いており、平成14年度決算で、約98億円、平成16年度では101億円、平成18年度では103億円以上に借金が膨れ上がっています。また、農業集落排水事業も、平成18年度決算では約20億円の借金となっております。市は、18年度決算では、一般会計から下水道への繰り出しが約4億8,000万円、また農業集落排水事業への繰出金が1億5,000万円となっております。

そうした状況の中で、市の集中改革プランでは、下水道、農業集落排水事業の使用料の引き上げを平成21年度から実施するとありますが、その前に接続率を引き上げる努力をすべきではないかと思えます。特に下水道では長良川左岸の54%、農排では蕨生・神洞地区が34%と低くなっています。これまで、市も接続率を上げるため努力はしていると思えますが、公共下水道では、受益者負担金が30万円、宅内工事が平均でも100万円ぐらい、特に市街地で

は工事用の機械が入らないなど割高になるところもございます。ですから、150万から200万円ぐらいかかると言われておりますので、その工事費を工面するのに大変なことでもあります。

そこで1点目として、下水道や農業集落排水事業への接続率の目標数値は定めてあるのかということ。2点目は、これまで接続率を上げるためにどんな努力を市は行ってきたのか。3点目は、今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

次に質問の2点目、心豊かな人づくり、活気ある地域づくり事業の成果はどうであったのか、質問いたします。

この事業は、平成2年、当時の竹下内閣が1億円創生事業として各市町村に配分されたもので、美濃市は人づくり事業に振り向け、心豊かな人づくり、活気ある地域づくり事業として、各団体の申請により計画した事業を審査会で審査し、審査が通れば事業費の4分の3以内を助成し、限度額100万円としてきました。当初は利子で運営ができておりましたが、低金利時代になり、元金を崩し運営するようになり、市でも若干の積み立てをしながら平成20年3月現在で1,400万円の残高となっております。人づくり事業は、美濃市が単独を選択し、市民の皆さんと一緒にまちづくりを進める上で大いに意義あることと思っておりますが、助成を受けた団体がその後ひとり立ちして所期の目的が達成できたのか、助成をしたことに意義があったのか、そこまで目を配ることが必要と思っております。

市民の中でも、1億円はどうなったのかという意見がありますから、この際、質問をいたします。1点目は、団体が助成を受けようとする場合、審査会ではどんな基準で選考されるのか。2点目は、これまで何団体に助成を出したのか。3点目は、助成を受けた団体が現在どんな活動をされているのか。4点目は、成果として人づくりができたと思っているのか。以上4点を質問いたします。それぞれの団体やグループが市の助成を受け、その後ひとり立ちして、今なお活動が行われており、地域の人づくりや活性化のために頑張っておられることが成果があったと言えるのではないのでしょうか。以上、答弁をよろしくお願いをいたします。

3点目、大矢田体育館敷地内の施設管理について、特に裏側駐車場の整備をどのように考えているのか、質問いたします。

大矢田体育館は、雇用促進事業団から建物を譲り受け、現在では昭和中学校の各種の行事や、大矢田や藍見地区民の公民館活動など、多くの団体が利用されております。

ところが、体育館周辺はあまり管理が行き届いているとは言えません。例えば、西側には雑草が生い茂り、これは最近になって草刈りをやられたようですが、管理が十分とは言えません。特に目につくのは、裏側の駐車場あたりは整地がしていない感じを持ちます。草が生え、土がでこぼこし、昭和36年卒業生の記念の校門がそのままにしてあるなど、道路から見た目は整備が不十分です。市は、体育館の裏は駐車場でないとの考えだそうですが、そうであっても整備をする必要を感じます。小さなことのようにも、施設の管理が行き届いていないと、市の姿勢が問われる問題でもありますので、答弁をよろしくお願いをいたします。

以上3点の質問を終わります。

○議長（日比野 豊君） 建設部参事兼上下水道課長 丸茂勝君。

○建設部参事兼上下水道課長（丸茂 勝君） 塚田議員の一般質問の1点目、美濃市集中改革プランでは、公共下水道や農業集落排水使用料の引き上げを来年度実施するとされているが、その前に接続率の向上に力を注ぐべきではないかについてお答えいたします。

公共下水道は、快適で潤いのある生活に寄与するだけでなく、公共水域の水質保全を図り、美しい自然環境を将来に引き継ぐために重要な役割を果たすものでございます。このため、平成27年度汚水処理人口普及率100%を目指して、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の整備に積極的に取り組んでまいりました。その結果、19年度末で公共下水道と農業集落排水を合わせた下水道普及率は88.4%に達しました。

昨年度までに建設工事を進めてまいりました公共下水道長瀬処理区は、本年5月27日に供用開始に伴う通水式を挙行いたしました。さらに、農業集落排水乙狩地区は平成20年度末の供用開始を目指しておりまして、本年度で建設事業は一段落をいたします。

議員御質問の市内の公共下水道と農業集落排水の接続率、すなわち水洗化率は、平成19年度末では右岸処理区が75.8%、左岸処理区が54.0%、合計では60.5%でございます。また、農業集落排水は、上野・安毛前野・上河和の各地区につきましては90%を超えており、良好な状況でございますが、板取川右岸及び蔵生・神洞地区につきましては供用開始から5年を経過したものの、水洗化率は59.2%、34.0%と低迷しています。この原因といたしまして、両地区は高齢者世帯や独居老人の世帯が多く、水洗化に必要な資金の調達が困難などの事情により伸び悩んでおります。

健全な下水道の経営をするには、能率的な経営と適切な使用料設定が不可欠です。後期基本計画では、平成22年度末の水洗化率の目標値を、公共下水道77.3%、農業集落排水80.8%に設定し、積極的な接続啓発に努めております。

現在、水洗化率を上げるため、広報の公共下水道特集号や水洗化促進のパンフレットのほか、ホームページにおいて下水道を利用される市民の方々にPRをし、水洗化の促進を行っております。また、新たに供用開始をいたしました長瀬処理区では、長瀬・立花地区で水洗化に向けた地元説明会を開催し、啓発に努めてまいりました。今後は、供用開始から3年を経過した区域内の未接続世帯について、接続啓發文書の送付、未接続の理由などのアンケート調査などにより接続率の向上を図るとともに、また市を挙げて市民の協力が得られるように、「もったいない運動」の一つとしても、さらなる水洗化率の向上に向けて啓発活動を進めて、下水道事業の健全な運営に努めてまいります。

以上をもって答弁とさせていただきます。

○議長（日比野 豊君） 総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） それでは、塚田議員の一般質問の2点目、心豊かな人づくり・活気ある地域づくり事業の成果はどうであったのかについてお答えいたします。

心豊かな人づくり・活気ある地域づくり事業につきましては、平成2年度に事業を創設し

て以来、18年が経過したところでございますが、御承知のとおり、この事業はふるさと創生の1億円を活用した事業として推進しているものであり、この1億円で設置したふるさと振興基金の元金と運用益を財源に、市民の皆さんによる自発的なまちづくり活動の奨励や、広範な人材育成に資する事業の推進など、さまざまな分野での事業展開に努めてきたところでございます。

平成19年度までにおける実績といたしましては、186件の事業に対し、総額で1億2,510万9,000円を支出し、助成団体は102団体となっております。また、平成19年度末現在における基金の残高は、平成15年度に1,000万円を積み増しておりますので1,488万8,000円となっております。

実施事業を分類しますと、国際交流・地域間交流関連が30件、イベント関係54件、スポーツ関係12件、講演会・学習活動等が13件、地域事業が45件、その他事業が32件でございます。

実施事業の決定に当たりましては、庁内委員会で事業内容等を検討し、条例で定める推進協議会に諮り決定しておりますが、本事業は、心豊かな市民性を涵養し、青少年の健全育成や教育・文化・福祉・産業などの指導的・先駆的人材の育成等、広範な人づくりとともに、地域等における自発的な活性化活動を奨励・助長し、住みよい活気ある地域づくりを推進することを目的としており、この目的に適合すると認められる事業が対象になります。当然のことながら、公共の福祉や公序良俗に反するもの、あるいは営利目的、政治的・宗教的活動と認められるものは対象外としております。また、対象事業経費につきましても、食糧費や備品購入費の扱いなど基準を設け、取り扱っているところでございます。

現在、市を代表するイベントとなりました「美濃和紙あかりアート展」を初め、土幌町との交流事業、子供ミュージカル創作活動、女性による太鼓の演奏活動、女性花みこし「め組」の美濃まつり参加など、この事業での実施が契機となり、大きな成果をもたらしているものも数多く、このほかにも美濃和紙や流し仁輪加、町並み、長良川といった本市固有の地域資源を活用した数々の事業や各種の音楽活動、介護・子育て支援等のボランティア活動、あるいは長良川にこいのぼりを上げる運動や、蛍の保護活動、ふれあい祭り、私設図書館、景観形成等の地域活動など、今もなお継続実施している事業団体等も数多くあります。中には、後にNPO法人を立ち上げ、高齢者の自立支援等、活動の輪を広げられておるところもございます。

市民の皆さんが主体となって取り組むこうした自発的なまちづくり活動の促進が人間力・文化力・地域力を高め、真に愛着の持てるふるさとづくりにつながるものと考えており、現に本市における市民と協働したさまざまな取り組みが全国的にも注目されてきているのも事実でございます。こうした観点からも、本事業での成果は着実に上がってきているものと思っております。

特に今年度、新たに地域づくり支援事業を創設したことに伴いまして、今後は地域づくり支援事業との調整も十分に図りながら、この事業の効果的な推進に努めてまいりたいと考えております。



また、本事業につきましては、これまでも市広報紙やホームページ、マスコミ等を通じ、市民の皆様方へは実施事業や助成要望の募集など、随時お知らせしてきたところでございますが、今後におきましても各種団体等へのPRや市の業務を通じて助言・説明するなど、積極的に活用いただけるよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（日比野 豊君） 教育長 森和美君。

○教育長（森 和美君） 塚田議員の一般質問の3点目、大矢田体育館敷地内の施設管理について、特に裏側駐車場の整備をどのように考えているのかについてお答えいたします。

大矢田体育館は、昭和59年2月に美濃勤労者体育センターとして建設され、夜間及び土曜・日曜日は社会体育施設として、また平日の昼間は昭和中学校の体育施設として利用されております。平成14年には雇用・能力開発機構から美濃市が買い受け、施設名も「大矢田体育館」と改名し、今日に至っております。

体育館内の施設管理につきましては、施設利用後、利用者みずからによる清掃のほか、平日は昭和中学校生徒によって清掃いただいております。老朽化による施設の破損等につきましては、市で対処しております。

体育館外の南側及び東側は利用者の駐車場として舗装がしてありますが、それ以外につきましては舗装されておられませんので、所によってはわだち跡が残ったり、水たまりがあったり、敷地周辺部では雑草も繁茂しております。この雑草については、年に一、二度職員が出て草刈りをしている状況でございます。

議員から御指摘のあった体育館裏側につきましては、舗装もしてなく、また北側の市道とは数十センチの勾配があります。さらには、昭和30年度卒業生によって建てられた大きな石の門柱もありますので、駐車場としての使用はやや不向きな面もあるかと思えます。

こうした状況下でございますが、大矢田体育館につきましては、施設管理も含め、今後検討してまいりたいと存じますので、よろしくようお願い申し上げます。

〔15番議員挙手〕

○議長（日比野 豊君） 15番 塚田歳春君。

○15番（塚田歳春君） 3点とも要望を申し上げておきます。

まず1点目の、下水道や農業集落排水事業の使用料を上げる前に接続率を上げることに力を注いでほしいという質問への答弁では、平成22年度までに下水道の接続率を77.3%、また農業集落排水事業を80.8%と設定し、啓発に努めるということですが、下水道法では3年以内に接続することになっております。確かに3年以内と言われても、資金面、そういうような面と同時に高齢者世帯が多い地域はなかなか難しいというのが現実であるというふうに思います。しかし、今までのように、担当課で広報で知らせたり、またアンケートをとるということを言われましたが、それだけではなかなか上げることができないというふうにも思います。特に接続率の低い地域へは、直接担当課が出かけて行って、地区の自治会等を通じお願いをするなど、もっと積極的に足を運び、啓蒙活動を行ってほしいと、こういうふ

うに思います。やはり口頭でお願いするのと、文書でお願いするのは、相手の受けとめ方も違ってくると思いますので、あらゆる手段を駆使し、後期基本計画の目標のために全力で骨を折ってほしいと、このように要望しておきます。

2点目の、人づくり事業の成果についての答弁では、これまで約100団体に助成を行っておると。人づくりの成果も着実に上がっていると言われておりますが、これは我々は検証することはできません。単純に考えても100団体にはそれぞれリーダーと言われる方がおられますので、そういうリーダーでも100人はおられます。そうした100人の方々とつながりを持って、市のそれぞれの核として、地域の活性化のために大いに力を発揮してもらっていることが重要なことで、2年や3年間は市の助成を受けたが、その後はどうなっているかわからないというようなことがないように、常に団体のリーダーの方々とは連携をとり、人材育成に努めてほしいと要望しておきます。

一方、先ほど言いましたが、市民の中には1億円は何に使われたのか、知らぬ間に使われてしまったという声もあります。この事業のPRももっと市民にわかるように、具体的な内容の啓発に努めてほしいと思います。

この質問の最後に、将来的にはこの事業の総括的なまとめをぜひつくって、市民の皆さんに知らせてもらいたいと、このように要望しておきますので、よろしくをお願いします。

3点目の大矢田体育館の周辺整備について、これも要望しておきます。

雑草を刈るのに、先ほど答弁がありました。職員が勤務時間に作業を行っているということを知りましたが、やはりこういう雑草刈りというものはシルバー人材センターに草刈りを委託するとかいうような方法をぜひとっていただきたいと。やはり職員は職員としての仕事があるわけですから、こういう分野はぜひシルバーの皆さんに委託してほしいというふうに思います。

また、体育館の裏は駐車場には不向きということでありましたが、答弁では駐車場はできないが、整備をするということでございますので、地域からもそうした声があるということを知り教育委員会もお知りをいただきまして、早急に検討して、何らかの整備をしてほしいと、このように要望しておきます。

以上、終わります。

○議長（日比野 豊君） これより昼食のため休憩いたします。

午後1時から会議を開きます。

休憩 午後0時04分

---

再開 午後1時00分

○議長（日比野 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

6番 佐藤好夫君。

○6番（佐藤好夫君） 発言通告に従って、一般質問1点を行います。

曾代の産業廃棄物撤去の進捗状況と、特に安全面に対する今後の対応と見通しについて、

民生部長にお尋ねをいたします。

曾代地内の廃プラ、廃タイヤ等は、当初廃プラ2万7,600立方メートル、廃棄タイヤ19万本が放置されていました。平成9年11月19日に火災が発生し、4日後にようやく鎮火し、廃プラが6,500立方メートル、廃棄タイヤが6万2,000本焼失しました。その後、曾代地内廃タイヤ搬出実行委員会のもと、多くのボランティアの皆さんの協力により、平成15年1月14日から2月18日、延べ28日間にわたり、参加人数1,146人、搬出タイヤの量、約470トン（約3万9,000本）、廃タイヤの搬出ができました。

平成15年以後の課題として、残りの廃プラ約1万4,809立方メートルの搬出をどのようにしていくかになっておりましたが、一日も早く撤去されることを願うものであります。平成15年以後の進捗状況と、現場を流れる大洞谷川、または下流においての水質検査方法と基準値の状況について、安全であるかどうかをお尋ねいたします。

○議長（日比野 豊君） 民生部長 川野純君。

○民生部長（川野 純君） それでは、佐藤議員の一般質問、曾代の産業廃棄物撤去の進捗状況と特に安全面に対する今後の対応と見通しについてお答えいたします。

初めに、曾代の産業廃棄物撤去の進捗状況についてでございますが、議員御承知のとおり廃タイヤの撤去につきましては、多数の市民、ボランティアのお力をおかりして全面撤去が終わっており、残されている廃プラスチックの撤去につきましては、徐々にではありますが、県の指導により撤去されているところでございます。

当初は2万7,600立方メートルが放置されている状況でありましたが、火災により6,500立方メートルの焼失、その後、行政代執行、自主撤去により、平成19年度末までに7,467立方メートルが排出されております。今年度に入りましても、自主撤去により76立方メートルが搬出されており、本年5月末で当初の約半分の量1万3,557立方メートルが残っている計算となります。

また、安全面についての対応といたしましては、市として、毎月、現場を流れる大洞谷川の現場下流においてpH・窒素・燐等9種類の水質検査と、県による年4回（5月・8月・11月・3月）、大洞谷川の現場上流部、下流部、長良川合流部の3地点でpH・カドミウム・シアン・鉛・六価クロム・砒素・水銀等10種類の水質検査を続けております。検査開始以来、すべての検査項目で基準値を超えたことはございません。

いずれにいたしましても、このような状況が速やかに改善されることが市民皆様の思いであると考えます。地元自治会は、県に対しまして年1回、一日も早い全面撤去を要望されておりますが、今後も引き続き地元自治会と一緒に県の指導による早期撤去をお願いしてまいりたいと考えております。

また、撤去完了までは定期的な水質検査を実施し、安全面の監視を継続していきたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

〔「了解」と6番議員の声あり〕

○議長（日比野 豊君） それでは、以上をもちまして市政に対する一般質問を終わります。

ただいま議題となっております議第52号から議第62号までの11案件につきましては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ各常任委員会に審査を付託いたします。

なお、各常任委員会は、会期日程表に関係なく、総務常任委員会は6月20日午前10時から、民生教育常任委員会は6月23日午前10時から、産業建設常任委員会は6月24日午前10時からそれぞれ開催する旨、各常任委員長にかわって告知いたします。

お諮りいたします。議事の都合により、あすから6月25日までの6日間、休会いたしたいと思っております。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、あすから6月25日までの6日間、休会することに決定いたしました。

---

### 散会の宣告

○議長（日比野 豊君） 本日は、これをもって散会いたします。

6月26日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

お知らせいたします。引き続き全員協議会を開催いたしますので、合同委員会室にお集まりください。

本日は御苦労さまでございました。

散会 午後1時09分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成20年6月19日

美濃市議会議長                      日比野                      豊

署名議員                      山口育男

署名議員                      佐藤好夫



平成20年6月26日

平成20年第4回美濃市議会定例会会議録（第3号）

## 議 事 日 程 (第 3 号)

平成20年6月26日(木曜日) 午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議第52号 平成20年度美濃市一般会計補正予算(第1号)
- 第3 議第53号 平成20年度美濃市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 第4 議第54号 平成20年度美濃市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 第5 議第55号 平成20年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 第6 議第56号 平成20年度美濃市病院事業会計補正予算(第1号)
- 第7 議第57号 美濃市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 第8 議第58号 美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第9 議第59号 美濃市立美濃病院診療費等徴収条例の一部を改正する条例について
- 第10 議第60号 中濃消防組規約の変更に関する協議について
- 第11 議第61号 中濃地域広域行政事務組規約の変更に関する協議について
- 第12 議第62号 字の区域の変更について

---

### 本日の会議に付した事件

第1から第12までの各事件

(追加日程)

議第65号 損害賠償の額の決定について

議第66号 平成20年度美濃市病院事業会計補正予算(第2号)

---

### 出席議員(14名)

1 番	並 信 行 君	2 番	古 田 豊 君
3 番	太 田 照 彦 君	4 番	森 福 子 君
5 番	山 口 育 男 君	6 番	佐 藤 好 夫 君
7 番	武 井 牧 男 君	8 番	市 原 鶴 枝 君
9 番	鈴 木 隆 君	10 番	岩 原 輝 夫 君
11 番	平 田 雄 三 君	12 番	日 比 野 豊 君
13 番	児 山 廣 茂 君	14 番	野 倉 和 郎 君

---

### 欠席議員(1名)

15 番 塚 田 歳 春 君

---

### 説明のため出席した者

市 長	石 川 道 政 君	副 市 長	太 田 松 雄 君
教 育 長	森 和 美 君	総 務 部 長	加 納 和 喜 君



民生部長	川野純君	産業振興部長	宮西泰博君
建設部長	平林泉君	建設部参事兼 上下水道課長	丸茂勝君
教育次長兼 教育総務課長	藤田裕明君	会計管理者兼 会計課長	瀬瀬壽君
美濃病院 事務局長	岩原泰君	総務課長	梅村健君
秘書課長	古田則行君	美濃病院 事務局長	西部繁雄君

---

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	平野廣夫	議会事務局長 議次	井上司
議会事務局 書記	太田博康		

## 開議の宣告

○議長（日比野 豊君） 皆さん、おはようございます。

議員の皆さんにお願いをします。会議中の私語は十分慎むよう気をつけてください。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

---

○議長（日比野 豊君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

### 第1 会議録署名議員の指名

○議長（日比野 豊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番 武井牧男君、8番 市原鶴枝君の両君を指名いたします。

### 第2 議第52号から第12 議第62号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（日比野 豊君） 日程第2、議第52号から日程第12、議第62号までの11案件を一括して議題とします。

これら11案件について、各常任委員会における審査の結果を求めます。

最初に、総務常任委員会委員長 山口育男君。

○総務常任委員会委員長（山口育男君） おはようございます。

今期定例会において総務常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る6月20日午前10時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。

慎重に審査を行いましたその経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に、議第52号 平成20年度美濃市一般会計補正予算（第1号）中、総務常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答、討論の後、採決の結果、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第58号 美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第60号 中濃消防組規約の変更に関する協議についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第61号 中濃地域広域行政事務組規約の変更に関する協議についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（日比野 豊君） 次に、民生教育常任委員会委員長 太田照彦君。

○民生教育常任委員会委員長（太田照彦君） おはようございます。

今期定例会において民生教育常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る6月23日午前10時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。

慎重に審査を行いましたその経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に議第52号 平成20年度美濃市一般会計補正予算（第1号）中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答、討論の後、採決の結果、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第53号 平成20年度美濃市老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第54号 平成20年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第55号 平成20年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答、討論の後、採決の結果、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第56号 平成20年度美濃市病院事業会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第59号 美濃市立美濃病院診療費等徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（日比野 豊君） 次に、産業建設常任委員会委員長 野倉和郎君。

○産業建設常任委員会委員長（野倉和郎君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会において産業建設常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る6月24日午前10時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。

慎重に審査を行いましたその経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に議第57号 美濃市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第62号 字の区域の変更についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（日比野 豊君） 以上で各常任委員会委員長の報告は終わりました。

ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（日比野 豊君） 特に質疑はないものと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、これを許します。

1番 並信行君。

○1番（並 信行君） おはようございます。

日本共産党議員を代表し、反対討論を行います。

議第52号 平成20年度美濃市一般会計補正予算中、歳出2款 総務費、1項 総務管理費、5目 財産管理費にある地方公営企業等金融機構出資経費320万円は、公営企業の運営を困難にし、住民サービスを後退させることにつながるものであり、容認できません。

これまで上・下水道、病院などの借り入れは財務省資金運用部などで借り入れを行っていますが、この10月からは地方分権の一環として国は手を引き、かわりに県や市町村が資金を出し合い運営することになり、その出資額は財政規模やこれまでの貸付残高で決まり、総額166億円のうち美濃市は320万円となっております。今回の措置は、地方分権とは名ばかりの行政改革、官から民への流れの中で、公営企業に対する国の責任を放棄する機関としてつくられた地方公営企業等金融機構への出資であり、地方に財政負担を押しつけるものであることから反対します。

また、歳出3款 民生費、1項 社会福祉費、7目 老人福祉費にある繰出金5万3,000円は後期高齢者医療特別会計繰出金であり、議第55号には平成20年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案がありますが、我が党はこの後期高齢者医療制度は廃止以外の選択肢はないものとして、一貫して反対をしております。

導入から約3ヵ月が過ぎ、至るところにほころびが目立ち、それを繕うために最大7割から9割への軽減措置の拡大、年金からの天引き対象者の見直し、終末期相談支援料の凍結などを決めています。当議会も本定例会初日には後期高齢者医療制度の改善を求める意見書を可決しましたが、この意見書は制度の根幹は守るべきという趣旨であったために、我が党は反対をしたものであります。お年寄りがこの制度を問題にする最大の理由は、年齢で国民を分断し、差別医療を押しつけるところにあります。朝三暮四ともいべき小手先の保険料の見直しは、2年ごとの引き上げの前には何ら改善とは言えず、すべての世代と後世へのさらなる高負担の押しつけです。医療費を医療内容・技術で削減する以前に、財源そのものを削減するという誤った選択にはくみすることはできないので、反対をいたします。

以上で討論を終わります。

○議長（日比野 豊君） 通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（日比野 豊君） これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。

最初に議第52号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手多数であります。よって、議第52号は各委員長報告のとおり決定いたしました。

次に議第53号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第53号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に議第54号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第54号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に議第55号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手多数であります。よって、議第55号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に議第56号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第56号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に議第57号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第57号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に議第58号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第58号は委員長報告のとおり決定

いたしました。

次に議第59号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第59号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に議第60号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第60号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に議第61号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第61号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に議第62号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第62号は委員長報告のとおり決定いたしました。

〔追加議案配付〕

○議長（日比野 豊君） お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議第65号、議第66号の2案件が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

#### 議第65号及び議第66号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（日比野 豊君） 議第65号、議第66号の2案件を一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第65号、議第66号の2案件について、美濃病院事務局長 岩原泰君。

○美濃病院事務局長（岩原 泰君） それでは、ただいま上程されました議第65号 損害賠償の額の決定について及び議第66号 平成20年度美濃市病院事業会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

赤スタンプ3、追加議案集の1ページをごらんください。

議第65号につきましては、内視鏡下外科手術実施中における熱傷による医療事故に係る損害賠償であります。市の義務に属する損害賠償の額の決定につきまして、美濃市病院事業の設置等に関する条例第5条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

損害賠償の額は174万9,877円、損害賠償の相手方は、岐阜市諏訪山1丁目1番15号、山口正勇喜様であります。

それでは、事故の概要、経過及び患者様との示談に伴う損害賠償金等について、また賠償金の支払いにつきまして予算が不足いたしますので、あわせて議第66号でお願いいたします補正予算につきまして御説明いたします。

患者様は、平成19年7月30日に内視鏡下外科手術を受けるため当院に入院され、翌31日午後1時34分から午後3時16分の間、当院にて手術を実施いたしました。

事故の概要であります。当該外科手術は、全身麻酔を施し、問題なく終了いたしました。手術が始まり間もなく患者様の体の向きを修正するため手術台を作動させましたところ、患者様の左大腿部に装着した内視鏡の曇りを防止するための約70度の熱湯入りのポットが傾きまして、ポットから熱水がこぼれたことを発見いたしました。直ちにシーツの下のこぼれた箇所を確認いたしました。こぼれた量が少量であったことと、当該部位が防水シーツと毛布で覆われておりましたことから損傷はないと判断し、そのまま手術を継続いたしました。手術が終了した午後3時16分、覆いシーツなどを外した際、左大腿部に熱傷を発見し、冷却・消毒の上、ガーゼで保護をしたところあります。この時点では、受傷部位は2センチ掛ける2センチ程度と狭く、2度程度の熱傷が疑われたところがございます。

翌8月1日に、受傷部位の皮膚は白色の変化が認められ、その範囲も10センチ掛ける10センチと広がっており、3度の熱傷の可能性があるため、主治医が炎症防止用のクリームを塗布し、ガーゼで保護処置を行うとともに、患者様に対して手術時における熱傷の事情を説明し陳謝したところがございます。

手術治療後の経過は良好であり、8月7日に当院を退院されました。

8月9日には、当院の皮膚科外来にて受診の結果、熱傷は3度で、治療には植皮手術の実施が必要と診断されました。患者様は岐阜市在住であり、岐阜県総合医療センターでの手術を希望されたため、本院から診療情報提供書を発行し、8月14日に受診されました。しかし、同センターでの手術の実施が遅くなるとのことから、同日、岐阜大学医学部附属病院を紹介され、8月27日に同院に入院、同月30日に周囲の皮膚を患部に覆いかぶせる縫合手術が行われ、9月8日に退院、以降6回通院されまして、平成20年1月21日をもって治療を終了されました。

以上が、今回の医療事故の受傷に対する経過であります。

この事故は全身麻酔中のものであり、全面的に当院に過失があると考えておりました。早期の完治をお祈り申し上げますとともに、受傷部位における後遺障害等の損害賠償について誠意を持って対応することや、今後の事故防止に向け、安心・安全な医療の提供を目指した

めの改善策等につきまして、事故後、院内で組織いたします医療事故対策会議を開きまして、確認したところでございます。

一方、患者様とは、受傷後10回お話をさせていただき、今月の9日、患者様に御理解をいただき、治療費、後遺症等につきまして保険にて対応する総額174万9,877円をもって示談をさせていただける状況となっております。

したがいまして、美濃市病院事業の設置等に関する条例第5条の規定により、損害賠償の額の決定について議決をお願いするものでございます。

この損害賠償金をお支払いするために、収益的収入及び支出につきまして予算に不足を生じることから、議第66号により増額の補正をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、議案集の4ページをごらんください。

第1条は、総則でございます。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額を補正するものであります。

収入の第1款 病院事業収益の既決予定額に174万9,000円を追加し、21億6,659万6,000円とするものであります。

第1項 医業収益174万9,000円の増額は、全国自治体病院協議会の病院賠償責任保険から給付される保険金であります。

支出の第1款 病院事業費用の既決予定額に110万7,000円を追加し、23億9,811万4,000円とするものでございます。第1項 医業費用に110万7,000円を追加し、23億749万円とするものでございます。これは、患者様にお支払いをいたします損害賠償金のうち医療機関への治療費等を控除した額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（日比野 豊君） 以上で説明は終わりました。

これより議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時30分

---

再開 午前10時30分

○議長（日比野 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の2案件については、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 御異議はないものと認めます。よって、ただいま議題の2案件につ



いては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。

議第65号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第65号は原案のとおり決定いたしました。

次に議第66号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第66号は原案のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。今期定例会の会議に付議された案件はすべて議了いたしましたので、会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 御異議はないものと認めます。よって、この定例会は本日をもって閉会とすることに決定いたしました。

---

#### 閉会の宣告

○議長（日比野 豊君） これをもって本日の会議を閉じ、第4回美濃市議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時33分

---

#### 市長あいさつ

○議長（日比野 豊君） 閉会に当たり、市長のあいさつがあります。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

平成20年第4回美濃市議会定例会が閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

うれしいニュースとしましては、去る6月24日、北京オリンピックの自転車競技に出場いたします永井清史君が市役所へ出場報告に来てくれました。北京オリンピックでは、メダルを目指して頑張ってくれるよう、市民挙げて応援したいと存じます。

さて、このたびの定例会におきましては、平成20年度一般会計補正予算を初めとする13件

の議案及び追加議案2件につきまして、慎重に審議を賜り、いずれも原案のとおり議決をいただき、まことにありがとうございました。会期中に議員各位から賜りました御意見御要望につきましては、これを十分尊重し、検討の上、市政に反映するよう努力する所存でございます。

政府においては、地方分権改革推進委員会から、第2期地方分権改革の一步として、地方への事務・権限の移譲や地方の自由度の拡大等を内容とする第1次勧告が示されました。こうした状況のもと、全国市長会を含めた地方六団体としては、国に対して当面の経済運営の指針となる「経済財政改革の基本方針2008」の策定に当たっては、地方の実情を踏まえ、一つ、第2期地方分権改革について、2. 道路特定財源の一般財源化に伴う地方枠の確保について、3. 地方税源の強化と地方消費税の充実についてと、4. 地方交付税の復元・増額について、5. 国庫補助負担金改革等について、6. 行政改革の推進についての6項目について盛り込まれるよう求めたところございまして、今後の動向を見ながら必要な諸活動を展開する予定でございます。

これから本格的な梅雨を迎え、体調を崩しやすい時期でもありますので、議員各位には健康に十分留意され、市政伸展のために一層の御活躍を賜りますよう御祈念申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（日比野 豊君） 本定例会には、平成20年度一般会計補正予算を初め重要案件が提出されましたが、議員各位の熱心な審議により、ここにすべての案件を議了いたしました。議事運営に対する御協力に対し、心からお礼申し上げます。執行部におかれましては、成立した案件の執行に当たり、議会の意向を十分に尊重されまして、市政伸展を図られますよう切望し、閉会といたします。

本日は御苦勞さまでございました。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成20年6月26日

美濃市議会議長                      日比野                      豊

署 名 議 員                      武 井 牧 男

署 名 議 員                      市 原 鶴 枝

## 総務常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

### 記

事件の番号	件名	結果
議第52号	平成20年度美濃市一般会計補正予算（第1号）中所管に関する事項	原案可決
議第58号	美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第60号	中濃消防組規約の変更に関する協議について	原案可決
議第61号	中濃地域広域行政事務組規約の変更に関する協議について	原案可決

平成20年6月20日

総務常任委員会委員長 山口 育 男

美濃市議会議長 日比野 豊 様

## 民生教育常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

### 記

事件の番号	件名	結果
議第52号	平成20年度美濃市一般会計補正予算（第1号）中所管に関する事項	原案可決
議第53号	平成20年度美濃市老人保健特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議第54号	平成20年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議第55号	平成20年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決

事件の番号	件名	結果
議第56号	平成20年度美濃市病院事業会計補正予算(第1号)	原案可決
議第59号	美濃市立美濃病院診療費等徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決

平成20年6月23日

民生教育常任委員会委員長 太田 照彦

美濃市議会議長 日比野 豊 様

### 産業建設常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

#### 記

事件の番号	件名	結果
議第57号	美濃市営住宅管理条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第62号	字の区域の変更について	原案可決

平成20年6月24日

産業建設常任委員会委員長 野 倉 和 郎

美濃市議会議長 日比野 豊 様